

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成22年12月17日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 15:15

委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議案第111号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

庄内支所総務課長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第111号飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。提案理由としましては、昭和31年に建設されました現在の庄内支所が老朽化に伴いまして、平成23年4月1日に庄内支所別館に移転することに伴いまして、飯塚市庄内支所の位置を変更するため本案を提出するものであります。次のページの新旧対照表をお願いいたします。第2条の表中、1につきまして飯塚市綱分802番地を飯塚市綱分802番地7に改めるものでございます。別紙の公の施設等の概要では、現在の庄内支所が第1行目、2行目が庄内支所別館を説明いたしております。2ページの位置図によりましては、庄内支所別館と記しております斜線の建物に移転するものでございます。3ページでは、庄内支所別館の平面図を添付いたしております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

まずですね、支所の職員の人員がいま何人なのか。来年度以降、何人になる予定なのかお尋ねいたします。

行財政改革推進室主幹

現在の庄内支所の人員体制でございますが、課ごとの人数でございます。総務課が嘱託再任用職員含めまして8名、市民環境課が6名、保健福祉課が5名、経済建設課が嘱託再任を含めまして9名となっております。来年の組織につきましては、いま現在、全体的な組織とあわせて調整をしているところでございます。

川上委員

じゃあ28人ということですか、全体で。

行財政改革推進室主幹

そのとおりでございます。

川上委員

来年度以降については検討をこれからするというこのようですけども、人数が増えることがありますか。

行財政改革推進室主幹

いま全体的な組織、支所も含めまして協議をしておりますが、いま現在の人数が増えるという方向ではございません。

川上委員

私は基本的な方向としては、これ以上の職員の削減は見直してですね、防災対策をはじめとして住民サービスがきちんとやれるというような体制にする必要があると思うんですが、そのためにふさわしい場所なのかということが大事だと思うんですが、施設の広さという点では現

状と比べるとどうなりますか。

行財政改革推進室主幹

資料の公の施設等の概要ということで書いておりますけども、庄内支所のいま現在の庁舎でございますが、木造で延べ床面積が1,120平方メートル、それから庄内支所別館につきましては441平方メートルではございますが、庄内支所につきましては全体的に2階も合わせましてですが、実質使っている面積としてはこの部分1,120という部分で、全体を使っているわけではございません。

川上委員

そうすると将来、先ほど私が申しましたように、体制を充実した場合でも工夫ができるというようには思います。それから耐震の関係でいうと新しいところは心配がないですか。

行財政改革推進室主幹

庄内支所につきましては、先ほど提案2の説明をいたしました、昭和31年の8月の建設でございます、木造ということで耐震の対応をいたしておりません。それから別館につきましては平成9年3月31日の建設でございます耐震の設備ということになっております。

川上委員

職員の働きやすさだとか、安全面があると思うんですが、職員の方が休憩時間に横になって休めるような部屋が確保できていますか。

行財政改革推進室主幹

全体的には部屋が、いま構造がここに入った図面がございますけども、1階が2部屋、左右に2部屋ございまして、それから奥に小さな部屋が1つございます。それから2階でございますけども、2階につきましては同じ、若干の形が違いますが、やはり左右に部屋がございます。その奥に1つの部屋がございますけども、この小さな部屋の部分が活用できるのではないかと考えておるところでございます。

川上委員

先ほどからずっと行革が答弁されていますけれども、職員組合との関係、話し合いはもう済んでるんですか。

庄内支所総務課長

いまのところ職員組合との協議はなされておりません。

川上委員

順番ということもあるかもしれませんが、労働法制で規定された施設があるわけですから、そういうことも含めてよく相談する必要があると思います。それから市民・住民の側から考えた場合ですけれども、駐車場はどういうことになりますか。現状よりは確保しやすいんですか。

庄内支所総務課長

現在の駐車場は19台ございます。うち車いすが対応が1台。移転しますで別館の駐車場につきましては27台、うち車いすが6台でございます。

川上委員

バリアフリーはもうできてるでしょうね。

庄内支所総務課長

バリアフリーは整備されております。トイレにつきましても同じでございます。

川上委員

ここは2階がありますけれども、2階には何が課として置かれますか。

庄内支所総務課長

部屋数でございましょうか。2階は部屋数が大小合わせて2部屋。それとトイレがございませぬ。エレベーターの設備はございません。

川上委員

2階には4課体制なんだけど、市民が行かないといけない課があるかということなんですけども。

行財政改革推進室主幹

いま庄内支所は市民環境課、総務課、保健福祉課、経済建設課がございます。市民の方がかなり利用されてる部分の保健福祉課、市民環境課につきましては1階、それから総務課につきましても1階、経済建設課は市民の方が全く出入りしないということではございませんが、このいまの3課に比べましたら頻度が少ないということで、経済建設課を2階のほうでということではいまのところ考えております。

川上委員

エレベーターがないんですね。分かりました。それから移転費用はどの程度を見込んでおるのか。

行財政改革推進室主幹

庄内庁舎移転に伴います各所改修工事ということで電話の新設、地上デジタル放送の対応、それから事務室用カウンター、会計窓口用の区切り、そういったものすべて含めまして201万円の予算を計上させていただいております。

庄内支所総務課長

それから防災無線の移転もございまして、防災無線の移転費用につきましては平成23年度の当初予算にあげております。

委員長

他に質疑はありませんか。

原田委員

大体もう質問は出ておりますけれども、ただ1点、いま移設しますと多分手狭ではなかろうかと思うんですね。これについての改築とかそういった予定なり、計画なりはありませんか。

庄内支所総務課長

改築は特にはございません。銀行の会計窓口の部分若干整備する程度でございます。

原田委員

現在の支所の状態を見ますと、大体カウンターがずらっと並んでまして非常に受けやすいということになりますが、何も改築費用を見込んでないということになりますと各部屋に入って行っただけの業務処理というか、受けということになるわけですか。それともカウンターをオープンで作り直すとかそういったことはないわけですか、いかがでしょうか。

庄内支所総務課長

各部屋にはカウンターを設ける予定といたしております。

原田委員

各部屋にカウンターは当然必要かと思うんです。入ったときに広い窓口みたいな形で、通常役所関係はそんなふうになってるじゃないですか。普通のどこの民間企業の店舗でもそうなんですけども。そういった形はとられないということですか。

庄内支所総務課長

質問者の言われるとおりでございます。

原田委員

そのあたり耐震の関係とかもあるんでしょうけども、非常に難しいかなという理解はいたしておりますけど、ただ各部屋に入っていくと、そこに確かにカウンターはあるんでしょうけども、やはり支所としての機能というか、そういったものが発揮できるのかなという気がするんですね。予算が当然無いということもあるんでしょう。しかしながら、やはり支所としての機能を持たせるためには、何らかのそういった形も必要ではなかろうかと私は思うんですけども、全

く計画ないわけですか。そこらへん検討されましたでしょうか。

行財政改革推進室主幹

先ほど予算の計上の問題もお話しましたが、事務室用のカウンター、会計窓口用の区切りパネル等を計上させていただいております。そういう形で、現在のところは市民の方にはオープンな窓口ということではありませんけれども、入りましてこの図面見ていただくとわかりますように間口がかなり広いようになっておりますので、記載台等もそちらの方で置きまして、できるだけその中で行いたいと考えているところでございます。

原田委員

今、今のところはおっしゃいましたけど、今のところと言われると、では将来変わるんですかということになるんですよ。変えるおつもりはないんでしょう。行革の一環でやっていますから、もうこれ以上お金使うのはこらえてくださいと、各部屋に入ってやってくださいと、あれ中に部屋の様子が全く見えないんですね、入ったホールから。部屋の様子が全く見えないのに、どこに入っていいのか、ただネームプレートだけが置いてあると、これはちょっといかがなものかなと思うんですよ。そこらへん何らかの対策なり、配慮なりが私は必要なと思います。例えばドアをガラスドアにするとかですよ、そういったことまである程度考えてですね、私は出していただきたいと思うんですよ。やはりそこまできちっと、もう少し丁寧に説明いただく必要があるのではなからうかと思えます。駐車場の件ですけども、今支所の隣のATM置いてありますね。あの横の駐車場は、そのまま利用ができるわけでしょうか、お尋ねします。

行財政改革推進室主幹

隣の駐車場でございますけども、現在のとおりで利用をするということで考えております。

原田委員

支所の別館の方ですね、今度支所が移転する先ですけども、これはあくまでも駐車場というのは少のうございます。その横に入れなくなってますよね、柵がしてあるところ、これも合わせ使うんですかね。そして、ATMの置いてあるところ、別館の敷地内のやつは全部止められるってことですか。そしてATMも使えると、ちょっとそこだけもう一度確認させてください。

庄内支所総務課長

別館の部分につきましても来客用の駐車場、それと職員駐車場も1つにまとめる予定です。ATMにつきましても、駐車場につきましても同様でございます。

原田委員

それから、これはいずれ住民説明会なりがなされるかと思うんです。そういったときに、きちんとした説明は当然必要になると思いますが、その後の、今のですね、支所のそのあとの土地の利用については、当然質問が出てくるのかと思うんですよ、どんなふうになるのかというのは。そういったことは、もう計画の中に入っておりますか。

行財政改革推進室主幹

地区の住民会議、質問されてます原田委員も入っていらっしゃいますけど、そこでも同じような質問をいただいております。ただ、この31年に建った建物で水害は今年もありまして、漏電ということで電算機も止まったということもございまして、早急ということで検討してまいったところでございます。跡地につきましては、まだ今のところはどういう形で利活用とするということはまだ決まっておりません。

原田委員

後利用については、今後のことでありましようけどですね、住民説明会のときにはだいたいの方向性くらいは出してですね、先ほど申しましたように支所の内部はこういった形できちんと皆様方がわかりやすいようにきちんとやりますという丁寧な説明をひとつよろしく願いたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第 1 1 1 号飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例案に賛成の立場から討論を行います。現在の支所は、支所機能を果たす上で支障があり、また耐震化がされていないなど住民、職員の安全にとっても問題があります。それで移転先については、不便さが付きまといまいますが、事態の緊急性という点から言えばやむを得ないと考えます。ただ、質疑の過程で明らかになりましたように、バリアフリーの不十分さ、それから職員との協議がまだ不十分のようですので検討いただくように要望したいし、さらに跡地については行革の名のもとに安易に処分をされないように要望して討論を終わります。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(討論なし) 討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 1 1 1 号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 1 5 号 飯塚市穂波ふれあい会館条例を廃止する条例」及び「議案第 1 2 5 号 財産の譲渡(飯塚市穂波ふれあい会館)」は関連がありますので一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

社会・障がい者福祉課長

議案第 1 1 5 号飯塚市穂波ふれあい会館条例を廃止する条例及び議案第 1 2 5 号財産の譲渡について補足説明をいたします。議案書の 2 5 ページをお願いいたします。議案第 1 1 5 号の飯塚市穂波ふれあい会館条例を廃止する条例につきましては、平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって施設を廃止するものでございます。続きまして、議案書の 4 2 ページをお願いいたします。議案第 1 2 5 号財産の譲渡につきましては、用途廃止した穂波ふれあい会館を社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会へ無償譲渡するものでございます。譲渡する財産及び譲渡する相手につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。また施設の場所につきましては、4 3 ページの位置図のとおりとなっております。この穂波ふれあい会館につきましては、公共施設等のあり方に関する第 1 次実施計画で平成 2 2 年度までの指定期間満了後は、現在の指定管理者であります社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会と無償譲渡、土地につきましては無償貸、このことについて協議を行い平成 2 1 年度末までに見直しの方向を決定するということといたしております。このため平成 2 1 年 3 月から社会福祉協議会等と協議を進めた結果、本年 2 月 2 6 日に開催されました社会福祉協議会の議決機関であります評議委員会で施設を無償譲渡を受けることについて承認され、また市といたしましても公有財産調整委員会や公有財産有効活用検討委員会に諮りまして、了承を受けましたので本案を提出いたしております。なお、施設の用地等につきましては、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 1 項の規定による無償貸付を、また施設に付随する物品備品等につきましては、同条例第 6 条第 1 項の規定により無償譲渡、いわゆる譲与することといたしております。以上、簡単ですが補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

現在、このふれあい会館はどういうふうにご利用されておられるのか、お尋ねをします。

川上委員

現在の施設は、地域住民の交流、地域福祉の向上を目的に施設の利用が図られております。内容につきましては、ボランティア団体等に対する貸館業務が主な業務となっております。

川上委員

1階に何部屋あって、指定管理者はどれくらい部屋を使って、それから2階には何部屋あって、何部屋が貸室対象になっておると、それからその利用状況はどうかというふうにお答えいただければと思います。

委員長

川上委員、44ページに平面図がついております。それを参考にしてください。

社会・障がい者福祉課長

先ほど説明がありましたとおり、配置図につきましては議案の44ページにつけております。現在、社会福祉協議会が1階のところで使っておりますのが、ここで言います上の配置図、1階の下の段の3つほど部屋がありますけど、ここで主に業務を行っております。横に、右上の方に相談室がありますけど、ここをボランティア団体等が使われているという状況で、2階部分につきましては主に大ホール、大きな方の部屋ですけど、ここを貸館業務で主に使っております。利用状況につきましては、21年度決算になりますけど年間延べ約383件、1階の相談室が106件、2階の方の大会議数が277件となっております。

川上委員

それによる収入はどれくらいありますか。

社会障がい者福祉課長

使用料といたしましては減免規定等もありますけれど、料金収入としては21年度決算で6万7880円となっております。

川上委員

指定管理料も含めた維持管理にかかる費用はどれくらいですか。

社会障がい者福祉課長

現在ふれあい会館のほうに市の方から財政支出しておりますのは指定管理料となっております。指定管理料が335万1千円となっております。

川上委員

ここの穂波ふれあい会館は約1億円6千万円かけて建てられてるんですね。当初の、土地は町有地だったんでしょうけど、当初の設置目的は何だったんでしょうか。

社会障がい者福祉課長

設置に伴う条例の整備、穂波町時代にも行われておりますけど、基本的には今の条例と同じように地域住民相互の交流及び福祉の向上を図るため当施設を設置するというようになっております。

川上委員

設置当初から社会福祉協議会が事務所をここに持っていたんでしょ。それはなぜですか、どういう約束でどういう使用料を払うとか払わないとかも含めて、どういう位置づけで、どういう約束で入っておったのかね、おたずねします。

社会障がい者福祉課長

穂波町時代の話になりますけど建設当時、旧穂波町と旧穂波の社会福祉協議会の間でこの建設費に対して協議が行われ、覚書が交わされております。その中で、建設費の一部として建設費負担金を3千万円、それから備品関係の整備費の700万円を旧穂波町の社会福祉協議会が旧穂波町の方へ寄附するという形でそれが実施されております。また、穂波町ふれあい会館の時代になりますけど、運営管理業務の委託契約が結ばれてこれに基づき施設を設置した当時から

ら旧穂波町の社会福祉協議会が中に入ったというような経緯と聞いております。

川上委員

当時、穂波の社会福祉協議会には町の方から補助金が出ていましたか。

社会障がい者福祉課長

手元の方に社協に対する補助金の資料がありませんのでお答えすることができません。

川上委員

その当時社会福祉協議会が基金と言うか、その積立てのお金があったと思うんだけどそれは総額ではどれくらいだったかわかりますか。

社会障がい者福祉課長

合併の時に各社会福祉協議会の留保資金の合算された資料がありますけど、残念ながら今手元に持ってきておりませんので、御了承お願いいたします。

川上委員

そうすると建設費が約1億6千万円なんですが、備品関係も含んでいるかも知れませんが、社協が3700万円を寄付したと、それでその折に社協はいつまでこの事務所を使うことができるということになってるんですか。

社会障がい者福祉課長

当時の委託契約書では、いわゆる自動的に、中身が変わらない場合は自動的に更新するというような取り決め事項になっております。

川上委員

自動的に更新すると書いているんですか。

社会障がい者福祉課長

契約期間につきましては、委託の契約書につきましては平成9年3月31日までとするという期日の規定があり、前項の規定期間満了前30日までに双方において何ら意志の表示をしないときはこの契約は同一の条件をもってさらに1年間更新すると、それ以降も同様の扱いとすると、というような記載内容になっております。

川上委員

そうしたら事実上はどういうことになるかということ町有地に町がですね1億2000万ぐらいお金を出して、社協のお金を出してそして社協のための施設をつくったということになりませんか。事実上は。

社会障がい者福祉課長

先ほど御答弁いたしましたとおり設置の目的が地域住民の相互の交流というようなことの町の目的を持って設置されておりますので、その業務を、穂波町時代、特に社会福祉協議会と穂波町が一体的に地域福祉に取り組んでいたというような経緯もありましてそのようなことから社会福祉協議会がこの施設に入ったと、そういうふうに考えております。

川上委員

私は、地域福祉のために国や地方政治の舞台でなかなか制度が進まない。厚い手だてができないという状況のときからね、全国的にも社会福祉協議会が果たしてきた役割というのは大きなものがあったと思うんですね。その社会福祉協議会を自治体が支え続けたというのは当たり前だと思うんですよ。そのことと、財産の問題できちんとけじめをつけるというか、筋を通していくというのは別の問題であってね、きちんとしていって支えていく、協力関係を結んでいくというのは重要だと思うんですけど、ふれあい会館ができて以降ですね、町のOBが社会福祉協議会に再就職でどのくらい行ってますか。

社会障がい者福祉課長

今の御質問の件につきましては、ちょっと今把握しておりませんのでご了承願います。

川上委員

こういう状況の中で合併後ですね。指定管理者制度を導入されていくわけでしょ、そしてこの指定管理者は、これは選考があったんですか。それとも社会福祉協議会、合理的理由がある場合はというただし書き条項使ったんですか。

社会障がい者福祉課長

御質問の指定管理者導入のときの件で公募によるものかいわゆる公募しないやり方によったものかというのは現在資料持って来ておりませんので、ちょっと明確にお答えすることができません。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 41

再 開 10 : 57

委員会を再開いたします。

社会・障がい者福祉課長

ご質問の件につきましては、指定管理者の公募によらない選定となっております。

川上委員

それをする条例のただし書きがあったと思いますけれども、そういうふうにした理由をお尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

旧穂波町の指定管理者の指定の手續に関する条例の第2条に、合理的な理由がある場合は公募によらないことという但し書きが書いてあります。当時の事蹟でこの理由に当てはまるどころでは、穂波町ふれあい会館は地域住民相互の交流及び福祉の向上を目的とした施設であり、現在管理委託している社会福祉協議会が公共性はもとより、在宅介護支援センター運営事業等を当間で町から委託を受けて行っており、また地域福祉活動事業等を行うなど穂波町の福祉事業促進に大きく貢献しているということが主な理由となっております。

川上委員

それからしますともともと指定管理者制度をこの施設に適用するほうが馴染まなかったのではないかというように思います。確認しました。先ほど穂波社会福祉協議会の補助金については、財政課のほうで答弁ができるようですので答弁を求めます。

委員長

質問の趣旨がよくわからないようですからもう一度質問してください。

川上委員

先ほど社会福祉協議会に補助金が出ておるのかというふうにお尋ねしましたら、資料がないのでわからないということだったけども、財政のほうでわかるということのようですので答弁を求めたいと思います。

財務部長

穂波の分がどのくらいかということでは、手持ちの資料ではわかりませんが合併してからの全体の分でございますが、平成18年が2500万円、19年、20年が2250万円、21年が4千万円、22年度は5千万円という形で社会福祉協議会への交付金を支出しております。

川上委員

いまの額は飯塚市社会福祉協議会全体に対するものですね。ちょっと寄り道しますが、2250万円から4千万円に平成21年度増えてますね。これはどういう理由ですか。

社会・障がい者福祉課長

現在の飯塚市社会福祉協議会に対します市の補助金につきましては、合併後、社会福祉協議会が平成19年度だと思えますけど約1億2千万円近い赤字が出ております。1つの理由とい

たしましては、内部留保資金が約7億8千万円、8億円近いお金があったために市の補助金を一部削減した、それからまだ余剰人員を非常に抱えていたという理由もありまして、このため市と社会福祉協議会がトップ的な会談の中で、行財政改革についてそれ以来協議を進めてきております。その主な概要といたしましては、基本的には平成25年度に収支バランスをとるということで、赤字の約7割を社協が自主努力をする、残りの3割を市が補てんを行うという形で現在毎年度財政シミュレーションを行いながら、補助金のあり方の額について決定をしております。その中で現在徐々に補助金がふえてきておりますけど、現在の赤字を最終的には平成25年度にゼロにするということ、その時点の内部留保資金のあり方についても全国社協の経営指針に基づいて運営事業費の約3分の1程度を内部留保資金として抑えるというようなことで今協議を進めて、年次計画で財政運営の改善について進めてきた結果によるものでございます。

川上委員

本市は幹部職員が退職後ですね、再就職として社協にもいっていただいているようですが、そこですね、譲渡条件です、穂波の、譲渡条件はどういうふうになっていますか。

社会障がい者福祉課長

ふれあい会館につきましては飯塚市社会福祉協議会へ無償譲渡をするというようなことで計画されております。譲渡につきましては用途の指定を行わないというような内容で、方向性としてはそういう形をとっておりますけど、現時点におきまして社会福祉協議会と協議をしているのは現在の市民サービスをできるだけ継続してもらいたいということで貸館業務等についても引き続き、基本的には行ってもらうことで今協議をいたしております。

川上委員

用途指定をしないということが契約書に書き込んであるんですか。

社会障がい者福祉課長

用途指定をしないということは公共施設のあり方に関する第一次実施計画の方向性として無償譲渡というような表現をいたしております。この譲渡というのがいわゆる用途指定をしないというような意味を持っているものでございます。

川上委員

契約書結んでいるんでしょ。まだですか。それで、話し合いの中で用途指定を市はしませんよと自由にお使いくださいというふうに、もう向こうに伝えてるんですね。そうなんですか。

社会障がい者福祉課長

市としては今言いましたように無償譲渡というような形をとりますけど今後も地域福祉増進のために引き続き同じ、今の状態というか管理運営状況を継続することで貸館を利用されております利用団体等とも協議を図りながら社協と協議を進めてきております。その結果、現在大体行われてる事業を継続するということが社協の御了承を得ております。

川上委員

社協としてはなかなか苦しい条件じゃないかと思うんだけど、しかしその土地がありますよね、土地は公有地というか、市有地でしょ。市有地を無償貸与するんですね。市有地の無償貸与の場合の条件がなんかないんですか。何にでもお使いくださいってことで、市有地は無償で貸与できますか。

社会障がい者福祉課長

土地につきましては、条例事項により貸し付けする予定といたしておりますが、飯塚市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条の規定の中で、普通財産は次のいずれかに該当する場合は、無償または時価より低い価格で貸し付けを行うことができるの中の第1号の規定で、国または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業に用いる場合には無償で貸し付けすることができるとなっておりますので、これにより無償貸し付けをしたいと考

えております。

川上委員

そうすると、その説明は社協の方にはされていますか。だから何にでも使えるというわけではないんですよ、土地がそうだったら上の建物で行う行為も同じことになるでしょう、その説明はきちんとされていますか。

社会障がい者福祉課長

この施設の譲渡につきましては2年近く、社協とプロジェクトチームを組んで協議をしてきております。社協の方針といたしましても現在の施設のあり方、目的等を継続するというところで、そうしなければならないというような立場でお話をしてもらっておりますので、その点については現在の状況が継続されると、また、最終的には譲渡契約書あたりにはその点を明記して社協の方に譲渡したいと、そのように考えております。

川上委員

そこで譲渡をされたとしますでしょ、そうすると社会福祉協議会が何らかの理由でこの建物を第三者に売りたいという場合はどういうことになりますか。

社会障がい者福祉課長

現在、社協のほうと協議を行っております、まだ原案でございますけど、無償譲渡契約書の中に本物件については譲渡ならびに質権、抵当権及び借地権賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない、また登記行っていけないというような規定を入れ込んでおります。

川上委員

そこで、社会福祉協議会は、社会福祉協議会のほうからあなた方にこれをもらいたいと言ったんですか、それともあなた方がもらってくださいと言ったんですか。ただで、あなた方は、最初からただの提案だったんですか。その辺をお尋ねいたします。

社会障がい者福祉課長

ふれあい会館の無償譲渡につきましては、先ほどもご説明しましたとおり公共施設のあり方に関する第一次実施計画に基づき計画策定以来、社会福祉協議会と協議を進めてきております。したがってこの契約書に定める内容で協議を進めておりますので市の方から提案をしたというような形になっております。

川上委員

社協の方から無償譲渡を求めたのではなくて市の方から無償であげたいと、大体今のとおり使ってくれということなんですね。そうすると社会福祉協議会はもらって 今のままでいいわけでしょ、社会福祉協議会は、社会福祉横協議会にとってのメリットは何ですか。その今のままと、その譲渡を受けた場合と。

社会障がい者福祉課長

メリットデメリット等につきましては、特にデメリットの意見は特にありませんけど、基本的には社会福祉協議会が社会福祉協議会の決定により施設を利用することができると、詳細については条例等で縛られてる面が、いわゆるいろんな面で自由に使えるというようなメリットはあると思いますけど基本的にはメリットデメリットということについては社会福祉協議会の方からはお話はあっておりません。

川上委員

社会福祉協議会は、なぜそんな面倒くさいことをね、あなた方の提案に、めんどくさいことという失礼ですけど、現状でもよいことをね、財産をもらうということをね、合意してるんでしょうか。

社会障がい者福祉課長

合意といいますか、もともとの協議の過程がいわゆる公共施設の見直しの一環としてこういうふうな施設を整理すると、その根底には非常に厳しい財政状況や今後見込まれる非常に厳し

い、将来にわたる財政状況を踏まえて公共施設を整理する必要があるという中で、ふれあい会館については基本的には廃止を行うというような方向で、ぜひそのあと方社協の方で管理運営を行っていただきたいというような形で最初説明をいたしております。社協につきましても、その点につきましてもある程度ご了承を得ておりますし、逆に感謝されている理事の方もいらっしゃっております。

川上委員

ではですね、何度か話し合いをされたと言われましたけど、その話の当事者はどなたですか。

社会障がい者福祉課長

最初は協議を開始したのが、うちの方の課、部長を含めて、相手の方は事務局長の方にお話をいたしております。そのあと先ほど言いましたように、市の担当職、また、社会協議会の方も担当課長で作業チームをつくりましているんな面で協議を行った結果、そのような形になってきております。

川上委員

あなた方は公共施設等のあり方に関する基本計画、それから実施計画、そういう中で社協に何度も相談してると思うんだけど、相談したものは穂波ふれあい会館だけでないでしょう。他にはどのようながありますか。

社会障がい者福祉課長

現在の市の公共施設のあり方に関する第一次実施計画に対しまして社協と協議を進めるに当たり、大体四班に分けてグループを作っています。内容的には、個別に言います、と筑穂の保健福祉総合センター、それから特別養護老人ホーム桜の園、筑穂の高齢者生活支援センター、筑穂の老人福祉センター、大分の児童館、穂波のふれあい会館、穎田の高齢者福祉センター、穎田の老人の家これが実施計画の方で社協の関係で上がっておりますのでこの関係について見直しの方向性、それから指定管理期間、検討にかかわる論点の整理それから事務レベルの検討会のスタッフのメンバー、それからいつまでに一応の方向性を出すというようなことを目標設定いたしまして協議をいたしております。

川上委員

どうしてこういうことを聞くかということ、この穂波ふれあい会館の譲渡問題がこの公共施設等のあり方に関する基本方向と、全体と、いま8ついわれましたけどそのようになってるからなんですよ。抜き差しならない事情があると思うんですね。それで、もともと飯塚市の社協は合併前からですね、その他の社会福祉協議会には見られない特徴あるんですよ。施設を抱えてるんです。これも皆さんから勉強させていただいたんだけど、例えば伊川の里これは外部団体からの補助金で助成金でつくるということで旧飯塚市が直接地方公共団体としては母体にはならないということで、社協に頼んでというふうに言ってきましたけど、頼んで社協が母体になってるわけです。社協は大変苦しんだんですね、これで、で、住民の人は住民は福祉の向上で喜ばれたんだけど。それで合併してみたら、今度は特養ですかというようなことで、社協としては大変苦しいというお話を聞きました。そういう状況の中で、残存価格が1億1600万円残っているとは言ってもね、別にもらってもうれしくないだろうと思いますよ。売るわけじゃないんだから。ここで何か営業してね、いま以上に社協として収入が増えてそれを住民の福祉に還元できるということでもないから、社協としては何が残るかということ、事務量の増大しか残らないだろうと思うんですね。どのくらいの増大になるか分かりません。だからそういう観点から見ると、市がこういう残存価格あるものを社協に無償でやりますと、いろいろこれからも友好関係は続けていく、サポートもしていきましようということかもしれないけども、実際には穂波町から社協が市民の税金で建物を建ててもらって、そこをずっと使い続けてきていたものを、もうこの際いいことはないけれども押しつけられて、で事務量は増えると。そういうのが他にもあるという状況じゃないかと思うんですよ。じゃあ、そのかわり何か社協にいいこ

とがあるのかと。ほとんどないだろうと思います。あなた方が今後、来年度以降の予算編成や人事異動の関係で浮き彫りになるかもしれないけども、市から再就職で幹部が行くとか、その分の人件費の増減があるかもしれないけども、その分は補助金で見ようとかね、仮にもあってはならないというふうに思うんですね。それで、協議の経過、穂波ふれあい館だけ協議をしていないと思うので、この8つの施設の協議の全体像というのを説明していただけますか。

社会・障がい者福祉課長

いま言われます協議の全体像ということにつきましては、うちの課が所管していない施設もございまして、はっきりしたことは言うことが難しい面がありますけど、現在社協のほうとお話をしている限りでは、基本的にはそれぞれの施設をこのあり方に関する実施計画に定める方向で進めると、協議を進めるとということについては合意をさせていただいております。合意というか、了解をさせていただいております。それに対する問題点とかそれに関する経費とか、そういうものの現在詳細な面を担当者レベルで協議を進めておりますけど、基本的には計画に定める方向で協議を進めると、それをいつまでに方向性を決定するというようなこと、また検討に関わるような論点の整理などを行いながら、現在実施計画の実現に向けて協議を進めているような状況でございます。

川上委員

いま聞いたのは、8つの施設全体についてどういう話し合いをしてきたのか、協議したのか、大きくりな話を聞いたかったんだけど、社会・障がい者福祉課長のほうではその答弁は無理ということですので、副市長のほうでどういう協議をしてきたか、ご承知のことがあれば、全体像で答弁を求めます。

社会・障がい者福祉課長

いま申しましたのは先ほど言いましたように、事務レベルで協議をいま詰めている段階ですので、部長あたりには報告いたしておりますけど、まだ副市長、市長あたりには内容の結果、経緯等について報告をまだいたしておりません。ただ論点といたしましては、それぞれの項目に対して整理をいたしております。修繕の問題、備品の問題、委譲を受けた後の管理のコストの問題、それから市の経費助成内容や金額の問題、そういうことについて現在協議を進めており、これについては今度定めております財政シミュレーションの中でも平成25年度までに整理されるふれあい会館を含めまして社協に移されるような経費を含めて財政シミュレーションを行って、健全な財政運営を図っていききたいと、そういうことで社協とも協議を進めているところです。

川上委員

何かよくわからない。社協がきょうは穂波ふれあい会館のことだけ話し合いましょうと、で桜の園は明日ですと、穎田の高齢者福祉施設はまたあさってと切り離して話すはずはないんですよ。だから社協は一体皆さんからいろんな提案をね、次々に持ち込まれて大変困ってるはずなんですよ。困ってるんですよ。もうしたくないんですよ、こういうことは。現状で精一杯なんですよ。しかし、あなた方が市の方針だとか何とかとか言ってね、補助金ももらってる立場から弱いでしょう。しかも幹部も来てるんだから。つらいですよ。だから、そのことこの姿をきょうしゃべってもらいたい。先ほど保健福祉部長には報告しておるってことなんで、保健福祉部長は少なくとも全体像は把握されているでしょう。その全体像を明らかにしてもらおうと、この穂波ふれあい会館の2つの議案について賛否がより深く検討できると思うんですね。だから、部長に答弁を求めます。

保健福祉部長

公共施設につきましては実施計画に基づきまして、それぞれ施設ごとに社協との協議を進めているところでございますが、現状において合意に達したといいましょうか、という所はございませんで、それぞれの言い分というのがございまして、またその内容につきまして、今こ

ここでその経過的に市はどう言って社協がどう言ってというようなことは申し上げられませんので、ご了承よろしく願いいたします。

川上委員

その申し上げられませんというのはどういう意味ですか。資料がないから申し上げることができない、答弁できないということですか。それとも社協との話し合いなので当委員会の場で明らかにできんという意味ですか。どちらですか。

保健福祉部長

現状、いま交渉中でございますので、その交渉中のことにつきましては申しわけございませんが、答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。

川上委員

じゃあ議案撤回したらいいですよ。議案撤回するんだったら、答弁しなくてもいいと思えますよ、私は。議案出してるじゃないですか。議案の審査をしてるんですよ。どういう協議をしてきたのかなぜ答えられないんですか。答えられないなら撤回したらどうですか。筋でしようも。ここで明らかにできないようなことが何かあるんですか。筑豊労災病院と穎田病院、それから愛生苑の合併後の処理について、齊藤市長は当初こういったんですよ。地域医療振興協会に相談しましたと、3点セットで。そしたら労災病院については頑張れるけど、残る2つについては地元の医療機関で頑張ってもらいたいと、そういう返事がありましたと。それで私はホテルニューオータニで麻生泰さんと2人で会って頼んだと言ったんですよ。ところが1年もしないうちに議会の場で地域医療振興協会は3つともOKですという返事があったと。ところがその後麻生から2つOKという返事が来ましたというんですよ。あまり関係ない話かもしれんけど、そういうようなことで議会にいろんな議案出してるのに、しゃべれないとかないでしょう。あなたから副市長には行ってないんでしょ、副市長には。だったらあなたが答弁するしかないんですよ。明らかにしてください。

保健福祉部長

いま上程しております穂波ふれあい会館条例につきましては、答弁させていただきたいと思えます。穂波ふれあい会館につきましては先ほどもご説明・・・（「穂波ふれあい会館のことだけを聞いたわけではない」という声あり）

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:28

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

社会・障がい者福祉課長

公共施設のあり方に関する第1次実施計画に基づきまして、社協に関する8つの施設をそれぞれ4つの班に分けまして、施設ごとに協議をしております。基本的には先ほども言いましたように、それぞれの施設の実施に当たりまして問題になる点を社教とうちの職員が対等な立場でいろんな協議を行っております。その中であり方を決定していく時期がそれぞれずれておりますが、早いものから決定していくということで、この穂波ふれあい会館につきましては一応今年度末をもって指定管理期間が終わりますので、来年度からもう無償譲渡ということで急ぐ状態にありましたので、特に内容を濃くして協議を進めてきております。いろんな検討に関する論点というのが、コストの問題とか福祉活動拠点施設としての機能の整理とか、貸館業務をどうするのかとか、閉館日、時間外の対応を貸館業務をどのようにするのかというようなことについていろんな議論を行って、それに基づいて結果が一応出ましたので、基本的には今の施設のあり方を継続するというので、ボランティア団体とも協議を行って、協議がまとまっております。その結果、社協の理事会のほうに諮りまして、最高の議決機関である評議委員会

ご了承を得たということで、社協のほうも了解を得たというふうに我々も考えております。その他の施設につきましては7つありますけど、それぞれ課題を設けて現在も協議をしておりますので、一緒にまとめてやってるというような状況ではありません。1施設ごとに担当者が集まって協議を進めている状況となっております。

川上委員

こういう重大な問題が、担当課長は部長には報告書してるけど、副市長に報告してないと、副市長は今市長職務代理者ですから、こういうことを報告受けないで議案を提出したんですか。

副市長

回答になるかわかりませんが、一般的に第1次実施計画のときのことは十分私も承知しておりますし、それに基づいて事務を進めてるだろうと。そしてご存知のように質問者も一番理解してあると思いますが、飯塚市が社会福祉協議会を抜きにして、この存在をなくして飯塚市全体の福祉行政ができるわけがない。ですから、今こういう問題については、個々にやってるだろうなということは、もちろん直接の報告はなくても十分わかっております。そして、これについて先ず話がついたんだなということで、私も了解をしておりますし、全体については先ほど担当が説明しましたように、向こうの方とこちらの方と事務的には詰めて居ると思うんですね。先ほど当初に答弁を担当者しておりましたが、平成25年に社協の財政的な問題もということで、これはおおいに行政も関わっていった話ですので、その中で補助金を渡してるからなんもかも飯塚市の本体の方が、変な話ですけど、押し付けて何もかもやれということは、当然無茶な話ですのでこれをむこうにお願いしたときにどれくらいの費用がかかる、ではこれについて市がどこまで負担しましょうという形を当然今後も続けていかなければいけないし、社協をそのことによってなくすということは絶対にできないわけですから、健全な社協の運営と市のその辺の全体のお願いする形をトータルでやっぱり判断しながら、一つ一つ詰めていく必要があるというふうには当然思っております。ですから、補助金を出しているから市の方が一方的に押し付けているのではという懸念を多分質問者もってあるかもわかりませんが、そういうことは決してありませんということだけ、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第115号及び議案第125号に反対の立場で討論します。反対理由の第1は市の中身のない、実効性のない行財政改革方針を優先して住民福祉にプラスになるという確信のない議案だからであります。2点目は、議会にも住民にも十分な説明がないまま急いでおるということで、きわめて不透明というふうに思うものであります。以上2点の理由で反対いたします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議案中、「議案第115号 飯塚市穂波ふれあい会館条例を廃止する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 財産の譲渡(飯塚市穂波ふれあい会館)」については、原案通り可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 飯塚市忠隈住民センター条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

社会・障がい者福祉課長

議案第116号飯塚市忠隈住民センター条例を廃止する条例について補足説明をいたします。議案書の26ページをお願いいたします。飯塚市忠隈住民センター条例を廃止する条例につきましては、平成23年3月31日をもって飯塚市忠隈住民センターを廃止するものでございます。忠隈住民センターにつきましては、公共施設のあり方に関する第1次実施計画の見直しの方向といたしまして、平成22年度の指定期間満了後は施設を廃止し地元は無償移譲、土地については無償貸与する。また地元が移譲希望しない場合は、平成21年度末までに施設のあり方を再度検討することとし、また見直しにあたって考慮すべき事項といたしまして、移譲することによって削減される経費の一部を財政支援する仕組みについて検討するということが必要であるというふうにいたしております。このようなことから、地元の各自治会長等と協議を進めた結果、地元の方が移譲を希望されないため施設のあり方について検討を進めた結果、見直しの方向の地元の福祉団体であります楽市校区東社会福祉協議会に無償で貸し付け、その運営に対し削減される経費の一部から財政支援することについて協議を進めることとしております。そのようなことで協議を進めた結果、地元の各自治会長、楽市校区東社協及び関係各課と協議検討を進め、本年9月25日に開催されました楽市校区東社協の評議員会で、また本年10月30日に開催いたしました地元説明会で参加されました方から了承を得ましたので、市の機関とする公有財産調整委員会及び公有財産有効利活用検討委員会に提案し承認され、今回議案を提案いたしております。なお施設及び用地の無償貸与につきましては、飯塚市財産の交換譲与無償貸付等に関する条例第4条第1号の規定による無償貸し付けを、また施設に付随する物品備品等につきましては同条例第7条第1項の規定により無償貸し付けすることといたしております。なお平成23年度以降の施設の運営方法及び施設の位置につきましては、お手元の方に配布しております資料の4ページと5ページに掲載いたしております。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

経過は、かなり詳しく述べられました。それで、忠隈住民センターの今の利用状況をなんです、利用人数だとかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

利用人員といたしましては、大体1日平均で浴場の関係になりますけど、50人から60人程度の方が利用されております。ただ、地域の方も高齢化が進んでおり、利用状況といたしましては毎年1割から5%程度減少しているのが現状となっております。

川上委員

この50人から60人の方は、なぜここを利用しているんですか。自宅に風呂があって利用している。自宅に風呂がなくて利用しておるという場合もあるでしょう。なぜ、ここを利用されてるのでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この施設の利用にあたりましては、今質問者言われますように自宅にお風呂がない方が地域にいらっしゃいます。これは、もともとこの施設が炭鉱の共同浴場を旧穂波町が譲り受け、施設をつくったという経緯もありまして、自宅に今も尚お風呂がない世帯がございます。1回それにつきましては地元の方と協議いたしまして、施設を利用される方にアンケート調査等を行

いましたけど、なかなか明確に自宅にお風呂がないということをやっぱり調査するのは難しいというような自治会長からの意見もありまして、いろんな項目の中でそれを含めて調査いたしましたけど、だいたい推定も入りまして20世帯程度がお風呂がない世帯があるんじゃないかというように今推測をいたしております。全体といたしましては、先ほど言いましたように50人から60の方が利用され、1世帯1.5人平均としても30人の方、施設を利用されている半分程度の方が自宅にお風呂がないか、お風呂を沸かされていない、そのような方が含まれているというように判断いたしております。

川上委員

残る方は自宅に風呂があると、けれどもここにお見えということなんですね。それはどうしてだと思われませんか。

社会・障がい者福祉課長

御質問の件につきましては、この施設が地域のいわゆるコミュニティの場となっております。高齢者の方が多く、昼間ここに来てお風呂に入られる方、または皆さんでいろいろお話をされる方、いろいろいらっしゃいます。それらのことから、ここが自治会長の方からも言われておりますけど、地域のシンボルというようなことで利用されている方が多いと考えております。

川上委員

私は当初ですね、狭くとらえて忠隈住民センターは公衆浴場がある、炭鉱時代からの公衆浴場が今ながらに残っておるところとおったんですが、今答弁がありましたようにシンボルと言われましたけど、地域のまちづくりのを重要な核施設なんですね。だから、住民福祉、広い意味での住民福祉になるわけですがけれども、そういう意味では絶対になくしてはならないと思うんですね。代わるものが無い以上ですね。そういう点で、なかなか難しい行革方針が出てる中で努力されてることは認めたいと思うんですが、楽市校区東社会福祉協議会という団体はどういう団体か、お尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

御質問の楽市校区東社会福祉協議会は、各地域で草の根的に地域福祉活動に取り組まれております、いわゆるよく校区社協とか地区社協とかで言われている任意の団体で現在市内20地区に設立されております地域福祉ネットワーク委員会の活動母体などとしてよく御活躍されている団体でございます。組織の構成といたしましては、忠隈住民センターの利用者のほとんどが住んでおられます地元の9つの自治会、忠隈1区、2区、浦田泉町、宮下町、北区及び忠営、忠営2区、忠営3区の各自治会の会長及び役員の方及び地区の民生委員さん、福祉委員さんあるいは食生活改善推進員、ボランティア団体代表者などから構成されている団体です。主な活動といたしましては高齢者を対象とした各種講座やイベントの開催、また折り紙教室等のサークル活動をこのセンターで実施されている団体でございます。

川上委員

いつ発足したのか、事務局というか事務所はどこか、お尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

校区社協は作られた日にちというのは手元に資料がなく、ちょっとわかりませんが、事務所といたしましては楽市校区東社会福祉協議会の規約の中で、事務所を飯塚市社会福祉協議会穂波支所に事務所を置くというように定められております。

川上委員

この団体にこの忠隈住民センターを任せて大丈夫という判断は、何を根拠にそういう判断をされたんですか。

社会・障がい者福祉課者福祉課長

先ほども補足説明の中で申しましたとおり、最初は自治会のほうに何とか、例えば任意の団

体をつくって、組合をつくっていただいて管理運用をしていただけないかとかいう協議から入っております。ただ最初からそれに関しては事実上困難というようなことで、そのことについては非常に難しいということで断念して、先ほど言いましたように他の団体のほうに運営をしていただく団体がないかということで、その後協議をしておりましたが、社会福祉協議会のほうから飯塚市の社会福祉協議会ですけど、そのほうから楽市校区東社協のほうに相談をしてはどうかというようなアドバイスのことをいただきまして、実際お会いして協議をしたら、協議を受けてもいいというようなことで、それからお話しを開始しております。この校区社協がこの施設を運営をすることについては、いろんな方法をとって、例えば専門的な部分については業者のほうに委託をすとか、経理については飯塚市の社会福祉協議会、またはいろんな発注する修繕契約とか保守点検契約については飯塚市のほうにノウハウがありますので、こういうような知識も提供しながらバックアップをして、決して校区社協だけに一任するというようなことは実質上考えておりません。運営母体としてはそういうことになりますけど、今後も市と飯塚市社協と運営母体である校区社協が具体的にこの施設を運営していきたいと、そのようなことから、今回廃止の議案を提案させていただいております。

川上委員

飯塚市社協とこのことについても話し合いをしたということが分かりましたけれども、いまのお話を聞いておりますと、楽市校区東社会福祉協議会がこれに責任を持つということとはできないという答弁だったと思うんですよ。飯塚市と飯塚市社会福祉協議会が責任を持つかたちでしょう。そうであればね、こういう議案を出す必要はないんじゃないかなと思うんですけど。

社会・障がい者福祉課者福祉課長

そういうふうに語弊があったら、申し訳ございませんでした。基本的にはこの運営母体である地区社協のほうに責任を持って運営していく。責任といいますか、権限を持って運営していただくということで、そのいま言われます責任問題についても議論の中でいろいろ協議をいたしております。その中でもし何かあった場合は保険をどうするのかとか、そういうようなことをいろいろ整理しまして基本的には運営母体をこの校区社協として自主運営をしていただくと。そのバックアップとして、やはり初めてのことでありますので、いろいろフォローする点がございますので、今後も市と飯塚市の社会福祉協議会と一緒に支えていくということといたしております。

川上委員

利用者も相当な高齢であること、それから運営母体になろうとしているところも高齢の方が中心になって、そういうことを考えると私の考え方とその市の認識で一致してるところもあるんですよ。どこが一致してるかという点、この施設は失うことができないという点で一致しているでしょう。ところが責任の持ち方についてね、私は従前から当委員会でも意見を申してはいますが、一致しない。あなた方は市の中身の行財政改革にしがみついて、その中で工夫して残そうとしてるわけですね。こういうやり方じゃなくてね、財政的には全然効果がないでしょう、当面のことで言えば。こういうことに市の大事な幹部がエネルギーをこの何年も費やしてきたわけですよ。こういう行革に縛られている限りは、この住民センターがあなた方が提案しているような方向になったとしても住民福祉の中心的な役割を果たすと言にはならないんじゃないかと思うんですけど、どう思われますか。

社会・障がい者福祉課者福祉課長

ご質問というか、ご指摘の件につきましては公の施設のあり方に関する第1次実施計画これそのものが行財政改革に基づく取り組みでございますので、それについては担当課といたしましても実施に向けて進めていく必要があると考えて検討して今までできております。ただいま言われますように、その中でもこの施設が地域住民の方と一体的な施設となっているというような特殊な面がございますので、地域の方とざっくばらんに協議をしながらですね、今後どうし

たらしいのかというのをいろいろ協議をしてきました。公共施設として居れば、例えば朝9時からとか開ける必要がありますけど、実際午前中ほとんど利用者がいらっしやらない。そういうものを整理しながらですね、地元で基本的には地元の利用状況に応じて開設をしていただくというようなことで、この施設をより有効的に効率的な活用ができるのではないかとということで取り組んできておりますので、その辺についてはご理解をお願いしたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、議案第116号飯塚市忠隈住民センター条例を廃止する条例案に反対します。このセンター、浴場の存続のための住民の皆さんと担当課の努力は認めるものの、合併時に住民サービスを後退させないと、負担は大きくしないという名のもとに、穂波の住民の皆さんは不安はありつつも合併になったわけですね。そういう当初から分かっておったことなんだけど、相当手を入れなければ母体となり得ない団体にこの施設を任せていくというのは無理があると思います。根本的には市の責任放棄、しかも行財政改革にとってはほとんど財政効果も見られないということがありますので、反対です。

委員長

他に討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 飯塚市忠隈住民センター条例を廃止する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第118号 飯塚市穎田高齢者福祉センター条例及び飯塚市穎田老人憩いの家条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

議案第118号飯塚市穎田高齢者福祉センター条例及び飯塚市穎田老人憩いの家条例を廃止する条例の補足説明をいたします。議案書29ページをお願いいたします。穎田高齢者福祉センターは平成2年9月に、穎田老人憩いの家は昭和47年6月にそれぞれ開設されたもので、所在地は配付資料の6ページ及び7ページとなっております。両施設は飯塚市公共施設のあり方に関する第1次実施計画におきまして、穎田高齢者福祉センターは現行どおり高齢者の健康、生きがい、交流づくりの機能を継続しながら地域コミュニティ団体に貸与し、穎田老人憩いの家は老朽化が著しいため、平成22年度で廃止することとなっております。このようなことから昨年6月、穎田地区まちづくり協議会の幹事会に穎田高齢者福祉センターと憩いの家のあり方の方向性を報告し、ことしの4月以降まちづくり協議会と穎田地区社会福祉協議会とで穎田高齢者福祉センターの運営について協議を行い、9月に穎田高齢者福祉センターの運営をまちづくり協議会が受けていただくことの同意を得ることができました。また利用者の方につきましても、第1次実施計画の方向性の説明会を開催しご理解をいただいております。このようなことから公共施設のあり方に関する第1次実施計画に示すとおり高齢者福祉センター及び穎田老人憩いの家は公の施設しては平成23年3月31日をもって廃止し、穎田高齢者福祉センターは普通財産としてまちづくり協議会に貸与するため条例を廃止しようとするものです。以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

この2つの施設は今どういうふうにご利用されているか、説明してください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。答弁を求めます。

高齢者支援課長

頰田高齢者福祉センターの利用はほとんどが個人利用であります。利用の方法としましては、高齢者の生きがいと健康づくりを図ることとあわせて、浴場利用がされております。老人憩いの家はレクリエーション及び相互親睦のため利用され、老人クラブ、飯塚市身体障害者福祉協会頰田支部、民謡頰田サークル、カラオケ教室、香月会などの団体が利用されております。

川上委員

今回廃止する理由はどうなっておるのかお尋ねします。

高齢者支援課長

廃止する理由といたしますが、第1次実施計画に基づきまして頰田高齢者福祉センターにつきましては、地域コミュニティ団体、頰田まちづくり協議会のほうで運営をお任せするというところで条例を廃止するものであります。

川上委員

もとはといえば、支出を削りたいということなんですね。住民サービス向上のためというわけではないんですね。どうなんですか。

高齢者支援課長

行革の一環として見直し行っております。また移譲することによりまして、運営につきましてはまちづくり協議会とのお話の中でできる限りのサービスを提供されてといお話をいただいております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:03

再開 13:03

委員会を再開いたします。

川上委員

本来、行財政改革は無駄を削って住民福祉の向上のために資力を投入していくということだと思っただけ、逆の方向を向いてるんですね。それにしても今度の措置によって、財政縮減効果はどの程度と見込んでおられるかお尋ねいたします。

高齢者支援課長

財政運営につきまして、協議会のほうと要望等の協議をしておりますが、財政縮減といたしましては、500万円から600万円程度と見込んでおります。

川上委員

それで今度の措置によって大事な住民サービスの拠点の施設は従来と比べて安定的に運営されるというふうに思いますか。それとも不安定になると思われますか。

高齢者支援課長

まちづくり協議会や頰田地区の社会福祉協議会が、この福祉センターを中心として地域のまちづくりへの取り組みをしていきたいというご意見をいただいております。

川上委員

答弁がありませんでしたけど、不安定になるのは当たり前なんですね。資料にも5年ごとに再度見直しを行うと書いているわけですから不安定になるんですね。それで穎田まちづくり協議会はどういうふう構成されて、いつどういうふう構成された団体かお尋ねします。

高齢者支援課長

穎田まちづくり協議会は、平成8年9月1日に設立をされた団体で現在のまちづくり協議会は住みよい町、暮らしよい町を目指した穎田地区のまちづくりを推進することを目的として、穎田自治公民館館長連絡協議会、穎田支所課長会、および穎田公民館長で現在組織されております。

川上委員

このまちづくり協議会とあなた方は、いつからどのような話し合いを続けて、この議案提出にまで至ったのか、お尋ねします。

高齢者支援課長

このまちづくり協議会のほうに、冒頭説明いたしました6月にこの方向性を報告いたしました。その後市民活動推進課がしますまちづくり協議会のあり方と、現在のまちづくり協議会のあり方をどのような整合性をとるかということで、昨年1年間、私どもも一緒に出席をいたしまして数回その会合に出席いたしましてその方向性が大体決まりましたことしの4月以降、12回この福祉センターの運営に関する事柄のお願いについての協議を行っております。

川上委員

穎田町まちづくり協議会、平成8年の発足ということなんですが、協議会側としてはこの施設を運営するということについては、どういう位置づけになるのでしょうか。

高齢者支援課長

穎田まちづくり協議会には4つの部門が設けられておりまして、この高齢者福祉センターは保健福祉の専門部として高齢者、障がい者、健康づくりに関することで取り組まれるということになっております。そのために穎田地区社会福祉協議会が今年度中にまちづくり協議会に参加をされるということになっております。

川上委員

私はの平成の大合併については国が財政的にも厳しいということを第1の動機として押しつけた合併だと思えます。本市の発足もそれが底流に流れていることはもう間違いがないことだと思うんですね。本市発足当時、在任特例ということで議員が住民の利益を代表して頑張るんだという措置をとりましたけども、実はその折に地区の評議会、そういう自治的機能を持つ組織をつくることもできたわけなんですね。そういう道を本市はとらなかったんですね。こうした中で穎田で平成8年から出発しておったまちづくり協議会が、お話を聞いておりますと発展して今日に至ってあるというのは非常に大事なことはないかと。今後の本市の住民自治だとか、地域福祉を向上させていくという点で言えば非常に大事な経験になっていると思えます。そこそこの旧自治体によって歴史も違うし、条件は違うんだけど他のまちにも、あるいは他の旧自治体にとっても参考になることがたくさんあるかと私は思います。しかしながら、こういう施設を市がお金を削るから受け取ってくれと、何とかしてくれというやり方はそういうまちづくり協議会の真っすぐな発展にとって重荷になるのではないかと。やっぱり公的な施設については、市がきちんと責任を負って、そして地域の福祉、それから住民自治的な要素を持つ団体はそのもとで安心して活動していただきたいというのが、本市が目指すまちづくりの方向であるべきじゃないかと思うんですね。田中副市長はどんなふうにお考えですか。

保健福祉部長

公の施設につきましては、実施計画等をつくりまして、これは財政再建の行財政改革の一環で実施したわけでございますけれども、穎田高齢者福祉センターにつきましては平成22年度をもって廃止して23年度以降につきましては、地域のコミュニティ団体に貸与するという方

針で示されております。担当部署といたしましては、これにつきまして実施計画に基づいて実施したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

本市が合併して行財政改革を打ち出したとき、本市の借金の残高は600数十億円だったと思うんですね。現在というか、12月補正によって年度末の残高は509億円なんですよ。しかしながら、地方交付税の中に占める、おそらくは借金返しの分がふえているようなこともあって、本市財政を圧迫しているのはもう過去のそういう借金によって圧迫されていることは間違いがないわけですけども、それからいうと合併から5年が経つわけですけども、住民の皆さんのほうが、自分たちのまちは自分たちで守っていくという創意とか工夫とかファイトがあって、それに対して、市の今やっている行財政改革最優先の施設のあり方論というほうが、非常に狭い貧弱なものになっているんじゃないのか。そういうふう思うんですね。ですからここまで積み上げてきたということはあるんですけども、そもそも行革のほうがごり押しするやり方のほうがおかしいんじゃないかというふうに思います。これは意見にしておきます。

瀬戸委員

さきほど瀬田まちづくり協議会の構成メンバー等を言われておりましたけど、これを資料、それと規約、この協議会の規約等がありましたら資料として出していただけますでしょうか。委員長のほうでお取り計らいをよろしくお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま瀬戸委員から要求のあっております資料は提出できますか。

高齢者支援課長

現在のまちづくり協議会規約は手元にありますので提出できますが、新まちづくり協議会をいま規約の草案を検討されておりますので、提出できるものは現在のまちづくり協議会の規約ということになります。構成メンバーにつきましては、規約のほうに書いてありますのでよろしいでしょうか。

委員長

提出ができるのね。現時点の資料ですよ。瀬戸委員、現状の規約ということでもよろしいですか。お諮りいたします。ただいま瀬戸委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料は即できますか、どれぐらいかかる。

高齢者支援課長

10分程度お時間をいただけますでしょうか。

委員長

わかりました、では資料を用意してください。瀬戸議員が要求した資料ができるまでの間、ほかに質疑のある方。

瀬戸委員

この高齢者福祉センターは、今まで何人体制でやられて、市の職員はどういう形でかわったのか、それをお知らせください。

高齢者支援課長

瀬田高齢者福祉センターは、社会福祉協議会への指定管理ということで運営を行っており、指定管理での人員は3名の職員の方をローテーションで運営にあたっております。また所管課としましては、高齢者支援課総務係で係長が事業担当課とのことで兼務で事務のほうにあたっております。

瀬戸委員

今回23年度以降の運営には、颯田のまちづくり協議会の方から何名の方がその職務にあたるか、わかりますか。

高齢者支援課長

配布させていただきました資料の中で、利用時間を9時から16時30分ということでのローテーションを考えまして、まちづくり協議会の方との協議、現段階では3名程度の方を確保してローテーションでの運営ができないかというふうに精査中でございます。

瀬戸委員

この備考のところの一番下に、市が支援する額は管理規程に基づく管理運営により生じる経費から収入等を差引いた額とし清算方式とすると書いてありますよね。この中で3名の方の給与が入館料等で出なかった場合、これは市の方が負担を全部するということですか。

高齢者支援課長

市が行います財政支援は、まずこの入館料を差し引きます、颯田高齢者福祉センターの管理運営に要しました費用から、この利用料を控除した額を財政支援することになっております。この3名の方につきましては、ボランティア謝金という形で財政支援の中で措置することとしております。

瀬戸委員

これは給与が発生しないということ。

高齢者支援課長

給与という言葉になりませんが、謝金という形でまちづくり協議会から支出をさせていただく、給与的な対価という支出をさせていただきます。

委員長

瀬戸委員、謝金という意味はわかる。

瀬戸委員

謝金がわかりませんので、ちょっと教えてください。

高齢者支援課長

通常賃金とか給与とかいう形になるんですが、まちづくり協議会との雇用関係とかがなかなか難しゅうございますので、その支出の方法としましてはボランティアとして来ていただく方には謝金という形で、謝礼金という形で支払をさせていただきたいと思っております。

瀬戸委員

いわゆるその謝礼金もこの市が入館料なんかで賄えない場合は、市の方がその謝礼金まで入ったところで補助をするということなんですね。今社会福祉協議会がやってあって3名以前おられたということで、今回また3名の方が従事されると。これは、その3名いないと運用できないぐらいの経営運営形態といいますかね、それはそのぐらいの人数がどうしても必要なのかどうか、わかったら教えてください。

高齢者支援課長

先ほど言いましたとおり、ローテーション制をとります。ぎちぎちの人数でいきますと、例えば休みがとれないとかいったことがありますので、時間をA勤、B勤、C勤というようなかたちでローテーションをとりたいというふう考えております。

瀬戸委員

ちょっと戻りますが、颯田まちづくり協議会の本来の目的をもう一度ちょっとお知らせください。

高齢者支援課長

まちづくり協議会は、住み良いまち、暮らし良いまちを目指した颯田地区のまちづくりを推進することを目的として設立された団体であります。

瀬戸委員

いわゆる今飯塚市全域にですね、まちづくり協議会をつくっていくということで運んでると思うんですね。今穎田と筑穂町と鎮西かどっかでできてますかね。今から12くらいつくっていくという話だったと思うんですが、本来まちづくり協議会が運営ができる、運営とか協議会自体のですよ、運営ができる、例えばそれに各自治会が入ってきてると思うんですけどね、これは前回言ってるんですけど自治会自体が凄く疲弊している。お金の問題でですね、独居老人がふえて、そして賄えないというような、そういうことで福祉センターのことをちょっと外れるかもしれないけど、運営していけるだけの全体的にですね、穎田町の自治会の方がたくさん今構成メンバーの中に入ってると思うんですけどね、そこが少しでもそのプラスになる、運営していけるようなね、形になればいいんですけど、先ほど川上委員もちょっと言われたと思いますが、これがかえって重荷になるようなことがあってはいけないと思うんですが、そのような心配は全くありませんか。

高齢者支援課長

まちづくり協議会の方にこの運営をご提案しましたときに、まちづくり協議会の地域での福祉活動等の取り組みの活動の拠点として利用したいと、まちづくり協議会を発展させたいという意欲をお示ししていただいております。

瀬戸委員

その気持ちはわかるんですけどね、自主的に運営をしていって市の方はその差引いた金額だけ出しますよということで、赤字になるようなことはないと思うんですが、それが少しでもプラスになってまちづくり協議会自体に、強いて言えばそれに参加された各自治体、穎田町の自治体ですね、自治会活動を盛んにされるようにね、何かプラスになっていくというようなことがあればいいと思うんですけど、かえってこれをまかせたばかりに負担になって重荷になるばかりだということでは何にもならないと思いますので、そのへんはよく考えて協議会の方と話し合っ、なるべくそういうふうにならぬようにね、せつかくおまかせするのだったら、そういう形で、他のところも先ほどありましたよね、そういうところも一緒だと思いますけど、そういう形で進めていただきたいと思いますので、これはよろしく願いを申し上げて要望いたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

安藤委員

何点が質問させていただきます。穎田の高齢者福祉センターなんですけれども、こちらはまちづくり協議会に運営を任せるといふところなんですけれども、他の施設を見るとまちづくり協議会に運営をまかせるというのは穎田だけだと思うんですけど、それを社会福祉協議会とかじゃなくてこのまちづくり協議会にお任せしようとしたいきさつと伺いますか、そこらへんはどういうことがあってなんでしょうか。

高齢者支援課長

他の施設では確かに社協とかいうことがございましたが、この穎田地区が先例的にまちづくり協議会という部分が先駆的にはございましたので、行政と地域がまちづくりができる組織ということで、この穎田地区におきましてはまちづくり協議会をお願いしたという経過がございます。

安藤委員

今までは地区社協も絡みながら運営されていたということですよ。違いますかね。では、そこらへんをちょっと。

高齢者支援課長

高齢者福祉センターは、指定管理で飯塚市社会福祉協議会が運営にあたっておられました。

そういったことで、地区社会福祉協議会の方がいろんな御相談ということでセンターの方を利用されていたということでもあります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:25

再開 13:29

委員会を再開いたします。

安藤委員

先ほどの続きってということでよろしいでしょうか。単純に考えると、前の段階では市の地区社協も絡んでいたというところで、相談しながらということだったんですけども、そういうことでいうと、そこに単純に譲ったほうがその運営としてはスムーズにいったんじゃないのかなという思う反面と、潁田はそのまちづくり協議会というのがあって、そういう新しい取り組みとして今後市の施政としてですね、そういうまちづくり協議会、その地域の方に譲っていくというような形をやっば目指しているということにもなるわけですかね。

高齢者支援課長

実施計画ではこの管理運営を行うに当たりまして、地域コミュニティ団体をお願いするということになりますので、まず飯塚市社会福祉協議会は地域コミュニティというふうにはなりませんので外れます。現在のまちづくり協議会には地区社協の方が加入されていないということでございましたので、ことし4月以降の協議の中で、潁田地区社会福祉協議会がまちづくり協議会へ加入して行って、福祉部門を担うというようなお話をさせていただいております。

安藤委員

それで今後なんですね。これから飯塚市全体を見ていく時に、今このまちづくり協議会というのを全体でつくり上げようとしてるわけですけども、それが本当に前に進んで行ってないというのが現状だと思うんです。何で進んで行ってないのかっていうと、たぶん歴史とか、それぞれの今までの母体といいますか、運営の仕方も違ったりとかいうところで、それで進んで行ってないと思うんです。いまされようとしていることは、ちょっと外れるかもしれないですけども、そのまちづくり協議会をひとつの飯塚スタイルじゃないですけども、それに決めてしまおうとしてるところにちょっと問題があるんじゃないのかなと、私は思ってるんですね。どっちかという、今までの歴史をこう生かしながらそれぞれのまちづくり協議会を、ひとつ1本のこういった形でなきゃだめだよっていうところじゃなくて、出発点もちょっと考えてもらってもいいのかなというふうに思ったりしてます。これは私の意見なんですけども。それと、その他のところに書いてありますけれども、「大規模な修繕は実施せず」というところがございますけれども、この大規模な修繕っていうのはどこらへんを想定してのことなんですか。

高齢者支援課長

施設の管理運営に支障を及ぼすようなものを想定しておりますが、例えば今後ボイラーが故障する、高齢者福祉センターの建造物が危険な状態になるとか、そういった状態を考えております。この大規模なという部分につきましては、運営先でありますまちづくり協議会とは協議を今後もさせていただきたいと思っております。

安藤委員

それじゃ、その小規模な修繕という部分でいうとそこは市のほうでやっていただくということになるわけですか。

高齢者支援課長

小規模な修繕につきましては、市のほうが責任を持って修繕を行ってまいります。

安藤委員

今後、先を見据えたときにですね、じゃあこの施設がどこまで続いていくのかなというのはもう本当に危惧するところでありまして、この第1次実施計画の中にも書いてありますけれども、コミュニティバス等の運営の運行を考えながらということもあります。実際ボイラーが壊れた時期もありまして、そのときには庄内のほうまでバスを走らせていただいたということもありますんで、そういうところもこれからコミュニティバスもしっかり考えていかないといけないんですけども、そこらへんも含めながらですね、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

今いただいた資料で、ちょっと教えていただきたいことが数点あります。まず穎田のこういう自治会の組織はどうなってるかは、私は存じ上げませんが、穎田自治公民館長連絡協議会、これはどういうものでしょうか。自治会とまた違うものなんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:35

再開 13:35

委員会を再開いたします。答弁保留という形で、すみません、ちょっと資料がないみたいですから、瀬戸委員、答弁を保留させます。委員会はそのまま続行させていただきます。他の質問がある方は質問をどうぞ。

瀬戸委員

それと、この穎田まちづくり協議会の規約を見させていただいてるんですが、いま安藤委員にも言われておりましたように、各飯塚市内でまちづくり協議会を立ち上げていくということになっています。この中にですね、役所の方は課長会が入っていると。そして監事は穎田支所総務課長、穎田支所市民環境課長及び穎田公民館長がなっておりますね。これは今後まちづくり協議会というのは各市町村、いわゆる立ち上げる自治会単位だと思うんですけどね、公民館単位だったですかね、二瀬公民館とか12地区。全てにその支所とか公民館の役所の職員さんがこういうふうに全部入ってくるんですか。何のために入ってあるのか、ちょっとわからんけど。分かったら教えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:36

再開 13:37

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

原田委員

先ほどの課長の答弁の中で、「施設の存続にかかわるような大規模な修繕は実施せず、その場合は施設を廃止する」というのは結構往々にして出てきてるんですね、今。ということは、意味を別な意味から読みかえまして、ボイラーが壊れたらもうとにかくこれはやめますよと。今回まではボイラーを修理するけど、ということなんですね。もう結局どう読んだって、そういうことじゃないですか。ということでしょ。要するに、もう投げ渡してこれで終わるよと。結局、住民の会議といいですか、この協議会もですよ、それでひとつご勘弁ください、納得してくださいで、これ理解したんじゃないかと納得させたんじゃないんですか。私はそういうやり方が今ずっとちょこちょこ出ているような気がしましてね、非常に気になってるんですが、その辺いかがですか。

高齢者支援課長

この大規模修繕の定義につきましては、協議会のほうと検討、協議をさせていただきますが、昨年たまたまボイラーの保険がございましたけど、協議会のほうとしましては穎田高齢者福祉センターはそれが主たる目的でございますので、例えばボイラーが壊れて浴場が利用できなくなったとしても、貸館業務としての機能を有しておりますので、そういった状況でまちづくり協議会が継続を希望されるのであれば、この大規模修繕には入らないのではないかというふうには考えます。

原田委員

一番最後の大事なところがごによごによと終わったんですけど、結局何ですか。大規模修繕が入った場合、例えば、もう端的に言います。またボイラーが壊れた場合もうやっぱだめですよということなんですか。最後ごによごによとなったんで分からなかったんですけど。

保健福祉部長

大規模修繕ということにつきましては例えばもう家が使われなくなるとか、もしくは言われましたようにボイラーがもう修繕も効かない、全部やりかえないといかんといったときには、申しわけありませんけれどももここでその機能は廃止させていただきたいと考えております。

原田委員

ですから、これは市からの行革という名前のいわゆる切り捨てなんですよ、これ。今回まではまだ勘弁して修理してやるよと、でもそれで壊れたり金がかかるときはもう手を引かせてもらいますって。私がこれをきれいに書いたら、こちらのほうが分かりやすいと思うんですね。そういうことなんでしょう。ただそれは、要するに協議会の中で本当に理解していただいたのか、それとも市のほうがもう何とかひとつご理解くださいと、ご勘弁くださいでお願いに回ってこんなふうになされたのか。そこらへんきちんとしたご意見なり、何か意見集みたいものは出てないんですか、どういった意見が出てたとか。普通そこらへんもう少し細やかにですね、こういった意見も出ておりました、しかしながらこういったご理解もいただいておりますというふうに、もう少し丁寧に私はやっていただきたいと思いますと思うんですよ。ちょっとそこら辺ありましたらお願いしたいと思います。

高齢者支援課長

この大規模修繕につきましては、協議をさせていただく中で押しつけということではなく協議会とお話をする中で大規模な場合、そのとき協議しますが、廃止もやむを得ないというご理解はいただいております。

原田委員

基本的には住民の皆さんが納得していただければ委員会としても言うことはありませんけど、ただその手段として納得していただくのといかにして納得させるかというのは違いますのでですね。いろんなこと書いてありますけどね、それなりの何か、その場合は施設を廃止するだの何だの書いてありますけど、要するに今度が最後よということじゃないですか、これ。だから、言い回しはきれいなんですけども、言っていることは非常に残酷なことでございますね。今から特にどんどん高齢化を迎えていくわけですよ。どんなふうになっていくかも分からない。浴場がなければ、例えばそこに来られる方もまた減るんじゃないでしょうか。そうしますと、その施設自体の存続というのが何のための目的かということにも、目的意識が薄れてくるのではなからうかとも思うわけです。住民の方々のご理解をいただいているということであれば、もうこれ以上申しませんけど。ただ手法としましてね、そういう協議会をつくってご理解をいただきました、そういう手法でもってすべて取り壊し、行革の対象にするというのはね、私はある程度危険性があるのではなからうかなと、まあひとつ警告ということですね、こういった意見もあったというふうに刻んでいただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:44

再開 13:59

委員会を再開いたします。

市民活動推進課長

2つのご質問がございましたので、要求の資料をお付けしております。準備が遅れて申し訳ありません。まず順序が前後しますが、規約のほうの第4条に穎田自治公民館長連絡会ということがありまして、その自治館長会とどこが違うのかということでございますが、自治会長と同じものでございます。そのようにご理解いただきたいと思っております。それをこのまちづくり協議会を作っていくうえで平成23年度いま規約の改正も含めて見直しを進めているところでございます。もう1点目の名簿の中に市の職員が入っているということでございまして、これは合併前から旧町の管理職を中心にその地域と一緒にやってまちづくりを進めておりました。そこも非常にいままで歴史がありまして、良いところではございましたが、今度23年からはそれはずしまして、新たに市民の皆さんで自主的に作っていただきたいということでございます。それを市の職員が側面から応援していくということでやってまいりたいと思っております。

瀬戸委員

よく分かりましたか。これ4条のですね、穎田支所の課長会といえば任意団体であろうと思うんで、これはいいのかなと思ったんですが、第6条のほうも名指しで何課の課長とありましたので、これはちょっとおかしいんじゃないかなという気がしました。それであとはですね、第14条協議会の経費は、別に定める負担金及びその他収入をもって充てると。これは別に定める負担金及びその他収入ってのはどういうものなんですか。

市民活動推進課長

これは広い範囲のものを指してるとは思いますけど、私が存じている範囲ではバザーの収入そういうものが入ってるんじゃないかというふうに考えております。負担金はちょっと確かめておりません。少し時間をいただきたい。

瀬戸委員

市の方から出す負担金とかそういう意味じゃないですよ。

市民活動推進課長

市からの、いわゆる補助金ではございません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します、討論はありませんか。

川上委員

私は議案第118号について反対の立場から討論を行います。高齢者福祉センターについては地元のまちづくり協議会に任せると、それから老人憩いの家は廃止するということのようにです。それでプラスマイナスを考慮すると、わずかなお金を削るため住民犠牲の行財政改革を押しつけたものだと思います。地域になくはならない住民福祉のセンターを守りたいという住民の皆さんの熱意と比べて、まちづくり協議会と市の関係も含めて、市の考え方は余りに安易であって今後住民サービスを不安定にするものであり賛成することができません。討論を終わります。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第118号 飯塚市穎田高齢者福祉セン

ター条例および飯塚市穎田老人憩いの家条例を廃止する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第121号 飯塚市農産物直売所条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

農林課長

議案書の34ページをお願いいたします。議案121号飯塚市農産物直売所条例を廃止する条例の補足説明をいたします。この条例にうたっております直売所、庄内直売場は平成15年に開設し、現指定管理者庄内ふれあい地域協議会にて運営しております。また、穎田直売所につきましては、平成8年に開設し現指定管理者穎田農産物等直売所利用組合で運営となっております。昨年より協議を進めてまいりまして協議が整ったため、それぞれの現在の経営形態、現在の直売所機能を継続した中で、それぞれの現指定職管理者に貸与するため条例を廃止するものでございます。簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

川上委員

貸与するために廃止するということなんですが、現状で悪い理由は何でしょうか。

農林課長

現状で悪い理由ということですが悪いという考え方はありませんけども、公的な関与を外すことにより自由に運営していただき、今後の農業振興の活性化に結びつけていただくため、ふれあい市の協議会と協議し、このような形で条例を提案してるものでございます。

川上委員

農業振興のために公的関与を外すと。あなた方がその農業振興をpushしている公的関与というのは、どういうのがあるんですか。

農林課長

この直売所というものにつきましては、ここは農産物の直売所でございます。しかしながら、条例上公的ななんというか、端的に申しますと少し重しがあるというふうにとらえております。例えば条例にうたっておりますように、開設日や時間等は制約をしておりますし、指定管理のときにおいてその契約でやってるわけでございますが、このなんといえますか流通形態も様々な動きがありますし、農産物の流通販売等においても迅速に対応するためには自由にやっていただいて、自主努力でやっていただく分に重きを置いて今後の活動をお願いしたいというふうを考えておりますし、それだからといって私どもの農産物の農業の振興をしない、かかわらないということではございません。開設以来、地元の農業振興、農産物の販売さらに近年におきましては地産地消を積極的に推進してやっていただいておりますので、そういうもの今後、国、県、農協等含めまして関わっていく所存でございます。

川上委員

ということは開設日とその条例にうたってるので利用されてる方たちに重しになるということを言われたんですね。実際の利用者の役に立つように開設日、開設時間をね条例上変えればいいことじゃないんですか。

農林課長

やはり言われますとおり、そういう観点からもあろうかと思いますが、やはり自主努力も今後の農業振興においてはお願いしたいというふうを考えておりますし既にこの両直売所に置きましては、利益を上げられておりますので、今回公的な直売所としての関与を外すことによってさらなる利益等の飛躍ができるものと期待してるものでございます。

川上委員

まず開設日については答えられなかったけど、条例上を変えればいいことなんでしょ。で、それもあつたけどもというふうに言われたんだけど、それもあつたけど違う話をされましたね。ということは私が聞いたことについてはそうだとするふうには認められたと思うんだけど、違うんですか。

農林課長

条例上、開設日、開設時間等を設けなくて自由に使っていくお願いできるというやり方もあろうかと思いますが、公的な施設としての位置づけにおいてはさまざまな制約が出てくる、現実にあるものでございますので、その制約が開設時間の条例で縛るものだけでなく市に市長に承認をもらえないとできないということが多数あるわけでございますので迅速に、農業上の振興のため迅速に対応するためには市の直売所としての条例を廃止し貸与する形で直売所機能を継続していただくというやり方がベストであるというふうに考えております。

川上委員

重しのところについてね、利用者の方々と何度も協議をされてるはずですよ。その重しをもう少し具体的にね、こういうものがあつてこういうことについては、これについてはこういう協議をしてこういうことになったと、そういう箇条書的に述べてください。

農林課長

条例の廃止によって一応普通財産的な無償で貸与ということになりまして、自由に運営と場所を使用していただくということになります。現在何らかのイベントをしたりするとき市の方に許可を求めなければならないという制約もしておりますし、運営上のなんといいいますか地産地消目的でやっておりますので、地産地消以外の作物を多く入れるときにも市の方に御相談されたりということでございますので、中の備品等も市のもものがおおくございますのでそういったことを無償で貸与してどのように有効的に使っていただきたいということで、直売所自体からはすべて賛同をいただいております。

川上委員

わかりやすく思つて箇条書的にと言つたけど1つはイベントをやるときに許可を得ないといけなつたと言われましたね。2つ目は地産地消というのが基本なので地元の農産物以外を入れたり出したりするには許可が要る、相談がいると言われましたね。あと3つ目は、備品が市のものでなつたと言われましたかね。自由に使えない。そうですね、だから、この三つ言われたんだけど許可をとるのにどういふ不都合があるんですか。

農林課長

1つは許可をもらうにはスピード感が、向こうが求められてるのは今日申請されて今日許可というのはなかなか難しいわけでございますので、自分たちで運営をしてやれば、そういう問題はないというふうには解釈しておりますし、また公的な施設であるという意味が公的施設の直売所であるというのが一番の重しだと思つております。

川上委員

冷静に答えてくださいよ。とにかく公的と名前がつくと重しだと、じゃあほかのところではいいじゃないですか。そもそもね、あなたの言つてるのは理屈が立たん、全部。お役所は硬いんですよと重しですよといつてるわけだけど、じゃあ緩やかにすればいいじゃないですか。違いますか。さっきからそれを言つてるんですよ。ではね、もう少し聞きましょうね。そうすると、そもそも、なぜ潁田にしる庄内にしる公的な立場でね、直売所をつくつたんですか。あなたはそれはおかしいということ言つてるに等しいですよ、いま言つてるのは。

農林課長

当初の開設に当たりましては、例えば直売所を建設することにおいて、農産物の流通を活性化させたり、農家の生産意欲を引き出したり、消費者が求めるものが、生産者と消費者と一致

することによって、何ていいますか、地域の農産物が売れる地産地消が進むという考え方でこの直売所、農産物の販売を拡大すると、生産意欲を上げるということで、この直売所を建設したわけでございます。今日に至ってはこの直売所をつくるにあたって旧町が町の施設として建設をしたわけでございます。しかしながら、こんにちの直売所形態からいきますと農協さんがもっておられますように、その運営主体が直売所を建設できるという時代でありますし、そういった補助金でつくってるわけございまして、飯塚市としましては、将来に向かっては、自主的な直売所となっただきたいということも引き続き協議を進めてまいりたいわけございまして、今回においては、その一歩としまして市の直売所条例を廃止して、無償で貸与することによって今後に繋げていきたいというふうに考えておるわけでございます。

川上委員

それと、お金を削りたいという行財政改革とどういう関係があるんですか。

農林課長

毎年の、通年のいわゆるランニングコストにつきましてはそんなに多くの削減は見込めないわけでございますが、現在市が持っております中の備品と建物については、将来にわたり市の負担が生じてくるものと考えておりますので、行財政改革の一環という観点からとらえておるところでございます。

川上委員

財政縮減効果が出るんですか。出るなら幾らだと見込んでいますか。算定根拠も含めて示してください。

農林課長

通年、現在の何も修繕とか起こらない場合でお答えさせていただきたいと思います。通年で何も修繕等が起こらない場合でございましたら、年間42,000円ほど両方で出るところでございます。

川上委員

それがあなたの方の考える行財政改革ですか。本当ですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:15

再 開 14:18

委員会を再開します。

農林課長

私のお答えがご理解しにくかったと思います。改めまして、もう一度説明させていただきます。この公の施設の中の協議の中で、私どもの所管しておりますこういった施設等におきましては、ご審議を願ってるところでございます。それでこの方針が出た段階で各種団体さん、それを利用してます方々と協議をさせていただいたところ、この直売所並びもうひとつ、次の条例でございます加工所につきましては、運営をされてます方々にお考えをお伺いすると協議が整えば、私どももぜひとも自主的にやりたいというお考えが多くを占めた結果、今日まで協議を重ねて来まして、私がるご説明しましたものについては、中でお互いの話し合いで出てきた結果でございまして、市が一方向的に押しつけたというような答弁のし方のほうに思われたなら訂正させていただきます。ほとんど自主的に自分達からやってみたいというお声のもとに、協議を進めてきたものでございます。

川上委員

そんなこと何も聞いてないです。4万2000円という行革が、効果が本当かと聞いたんですよ。どういう計算をしたら、4万2000円年間で浮くということになるんですか。

農林課長

4万2000円につきましては、庄内の分でございます、この計算につきましては現在払っております市からの火災保険とかを含めた結果の見込額でございます。潁田につきましては指定管理料を払っておりますので、合計しまして火災保険等を含めまして4万2000円ほど効果が出ると、単純な通年の費用の計算でございます。

川上委員

庄内については市の人件費とかは入っていないでしょうね。

農林課長

この述べました4万2000円につきましては、人件費は一切含んでおりません。

川上委員

そうすると僅かにこれだけの行革効果というか、財政縮減効果を求めてあなたがたは出発したわけでしょ。押し付けたとは言っていないよ別に。ただそれに等しいことを言っているでしょう。その中で協議がいろいろ行われてきたんでしょ。それでさっき明確ではなかったんだけど、協議の中身というのはもう少し公的施設なんだけど、スピード感を持ってとさっき言われたけど、自由に活用できるようにしてもらいたいということなんでしょ。じゃあ持っていけということじゃなくて、自分たちのやり方が利用者にとって重しになっているんだったら改善する、そういうことを検討するべきじゃないかと思うんですね。その1つとしては、設置目的が地産地消を進むようにということなんだから、現実には地産地消が設置からこっちですね、年度、年度どういうふうに進んできておるのか、あるいは後退したのかそういうことも検討したでしょ。その数字を述べてください。

農林課長

農産物を直売所につきましては、それぞれでちょっと述べさせていただきます。庄内農産物直売所につきましては、地産地消におけます農産物の売上が年々増加しているところでございまして、現在当初4千万円ほどの年間売上が、現在で昨年ベースでございますが6700万円、7000万円ベースほどに全体的な売り上げが伸びているところでございます。潁田農産物直売場につきましては、当初オープン当時は3千万円ほどありましたが、現在2千万円ほどに1千万円ほど落ち込んだのが現状でございます。これの数字の分析につきましては、潁田農産物直売所につきましては、午前中だけの週、毎日オープンしていないということが原因かなというふうには分析はしているところでございますが、店の店舗規模等からの比較で、一概には比較ができないものだというふうには考えております。

川上委員

潁田と庄内で逆の状況になっているわけですね。処方箋は同じですか。庄内についてはこれをするためには、先ほどいったスピード感がないということのであれば、イベントを行う時に許可がスピード感を持ってとれるようにしたらいいんじゃないんですか。これは庄内から出ていることなんでしょ。地元の農産物以外を取り扱うときに相談しないといけないというわけでしょ。きちんと相談していけばいいじゃないですか。備品だって自由に使ってもらえばいいでしょうも。備品って何のことですか。そういうのは廃止しなくて、市が責任を持って維持管理しながら自由に使っていただくということで悪いですか。備品って何のことですか。

農林課長

当初から設置しております陳列棚等でございます。先ほど少し触れさせていただきましたが、現在は何度も申し上げて申し訳ございませんが、農協の直売所みたいに自主的な運営をされるところと同様に、こういった農産物の直売所機能を持てば国の補助金が受けられて、そういった施設の補助金が受けられますので、だんだんそういうことに対してふれあい地区協議会において不利益は被らないと。それよりは、先ほど委員が質問されますように、そういうふうな許可をすればいいじゃないかと、そういうお話は、協議過程の中で出てきたことございまして、ふれあい市のそれぞれの協議会のほうから自主的にやらせていただきたいという申し出が

一番大きな要因でございます。

川上委員

それはあなた方が廃止したいというから、自主的にやらせてもらいたいというリアクションが出たわけでしょ。基本方針ですもの、廃止は、あなた方の。それで、そういうふうになると国の補助金が受けられると言われましたね。具体的にどういうことが検討できるんですか。

農林課長

現在もここ2、3年農協さんのほうでもやられましたが、陳列棚とか冷蔵庫とかそういうものの購入に当たっての補助金が認められるようになっております。当然直売所の建設とかいう補助金も当然でございます。

川上委員

よくわかりません。直売所はあるんでしょうも。直売所の建設の補助金を受けられるというのはどういう意味ですか。また別につくるわけですか。ちょっとどういう意味が説明してください。

農林課長

地産地消を含む農産物直売所につきましては、直売所に対する建設的な補助金と、中に備品を設置しますですね、冷蔵庫とか陳列棚とかそういった補助金を受けられるということでございます。それは、この施設の時はその当事の長が実施主体でありましたが、運営されるところの実施主体でも補助金を受けられるということです。

川上委員

あなた方が貸与しようとしている団体は新たに直売所をつくらうとしているんですか。貸与は貸与で受けるけど、別につくらうというわけですか。つくるときに国の補助金があるという話を今されているわけでしょ。具体的に貸与すると、貸与方式になるとこの団体は国の補助金を受けられると言ったでしょ。何でそこで手を振るんですか。じゃあ何て言ったわけ。もう一度答弁してください。

農林課長

今直営でございますので、市の施設としての直売所、指定管理者で、例えば庄内でございますら庄内市ふれあい協議会に運営を指定管理者でやっていただいております。これが現状のままでも直売所にかかわる費用の一部、例えば陳列棚とか冷蔵庫につきましては国の補助金を受けられるようになっております。それが市が実施主体で設けられますし、運営主体の申請でも受けられるわけでございますが、今回直売所を廃止して、そのまま貸与する形でありまして直売所としては残るわけでございますので、国の補助金は従来と変わらず受けられるということでございます。

川上委員

だから、廃止によるメリットは何もないということをやいま答弁されたんですよ。今のままでも補助金は受けられます。変わっても受けられます。なんてことはないじゃないですか。だから、廃止する必要は何もないということをやあなたの答弁はずっと言ってることと同じですよ。公的施設、悪路みたいな話ですよ。ずうっと聞いていって見たら何も悪いことはない。あなた方の仕事の仕方が悪いんでしょう。条例が硬直的であれば、柔軟に変えればいいじゃないですか。スピード感がないのは、あなた方の仕事ぶりが悪いんじゃないんですか。もしそう言われるんだしたら。スピード感を持った仕事をすればいいじゃないですか。それから備品の利用だってそんな硬いこと言う必要はないでしょ。自由に使えればいいじゃないですか。問題はあなたが4万2000円とか言ったけど、これが古くなって建て替えるときに、出費が出るのは嫌だというふうにずっと答弁してきたじゃないですか。そこにその地産地消を大事にするという思想とかが欠けてるじゃないかと、貸すから勝手にしてくださいと、民間のルールでやったほうがいいんじゃないですかと、国の補助は今でももらえるけど、そっちでももらえるんだから

と、さっき原田委員がボイラーのことで言っていたのと同じじゃないですか。違うんですか、部長。

経済部長

今回の農産物直売所の廃止に関しましては、ただいま農林課長がいろいろと制度上などのご説明をいたしておりましたが、当初の農産物直売所の設置目的、農林課長がお答えいたしておりますとおり、地産地消による地元農産物の販売等を目的といたしまして平成8年に設置をいたしたものであります。現状を申し上げますと、先ほどこれも農林課長がご答弁申し上げましたが、周辺には道の駅を初めとする類似施設が随分と増えてまいりました。そうした状況の中、こうした施設の利用者も増えてるという現状がございます。これもやはりモータリゼーションの進捗によりまして、車で魅力のある店に気軽に行けるという状況があるわけでありまして、ごく最近、大任のほうにできました道の駅にはですね、1日1万人を超えるお客様が押しかけられているという状況もございます。こうした状況はあくまでも自由な発想で、新たな戦略を持った経営展開をされているというのが1つ大きな要因にあるかというふうに思います。現在の農産物直売所の公が関与しているという状況ではですね、そして自由な発想でそうした店舗に今後対抗していけるのかというような状況も出てこようかと思えます。ところがこれを民のほうにすべてお任せをするということになりましたら、そうした相乗効果を求めるような今からの事業展開も期待できるわけでありまして、いわゆるこの利用者の方々の知恵と今後の経営如何ではまだまだ伸びるという可能性があるということから、利用者の方々も自分たちでやってみたいというふうにおっしゃっているわけでありまして、確かに現在の費用対効果ということから申し上げますと、少額な数字しか出てまいりません。委員ご指摘のように将来的なハード、建物に対する維持補修費の負担というものも確かに行財政改革の一環という目的の中には入ってるのも事実であります。

川上委員

今から発言することは討論みたいになるかもしれませんが、部長の答弁は順番が逆立ちしてるんですよ。もともと本委員会で皆さんが基本計画が実施計画が出してきたものは、そこから出発してるんですよ。そうだったでしょう。ところがあなた方は利用者の皆さんの意見だというようなことを言いながらね、自分たちの硬直した仕事の仕方、時間のかかる仕事の仕方を指摘されて、それを改善しようとしなくてももう廃止して投げ出すと。そして将来かかるかもしれない出費を抑えましょうということだけじゃないんですか。だから、そこにはあなた方が本当に地元の農業振興だとか地産地消を育てるという発想がなくて、むしろいま聞いてますと、どこかに道の駅を作るのにその直売所があると邪魔になると、直売所があると国土交通省が応援しないというようなことがないんですか。

経済部長

ただいまご指摘の点に関しては、まったくございません。

川上委員

そんなことはないでしょう。国土交通省に協議してないでしょう、道の駅のことについて。相談したことないでしょう。あります。公的な農産物直売所の存在というのは障害になるんじゃないですか。ほんとは調べていることはないですか。

経済部長

道の駅の設置等について検討であります。こうした農産物直売所が市内に複数ございます。そうしたものの存続、経営状態の圧迫などに新しい道の駅の設置はつながるだろうという考えを持ってあります。でありますから、道の駅の新設については現在のところ検討いたしておりません。

川上委員

もう最後述べるだけにしますけれども、やはりTPPの話もしましたけど、民間の論理だと

か置いとけばどうにか民間の論理で農業が、食と農業が発展するだろうという発想は、もうだめです。社会的に公が関与してきちんと一つひとつ丁寧に育てていくというかね、もう再生させんといかん状況じゃないですか。そういうときに皆さん方のように道の駅ができて人がいっぱい集まったらいいみたいなね、地元の農業が中心になって道の駅が発展するというのが基本でしょう。そこを忘れてあそこの道の駅、こっこの道の駅というようなことでそれにとっては障害になるかもしれないものを一つひとつ片づけていこうというふうに考えておられるように見える。私はおかしいんじゃないかということを最後に述べておきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

議案第121号飯塚市農産物直売所条例を廃止する条例案に反対して討論を行います。詳しくは本会議で述べますが、地産地消、地元農業の振興に必要な公的施設を廃止することは認められません。討論を終わります。

委員長

他に討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第121号 飯塚市農産物直売所条例を廃止する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に「議案第122号 飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

農林課長

議案書の35ページをお願いいたします。議案第122号飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例の説明をいたします。本条例にうたわれております穎田農産物加工所は平成16年に開設し、現指定管理者穎田農産物等加工部によって運営となっております。運営する母体と協議が整ったため、現在の経営形態機能を継続した中で、現指定管理者に貸与するため条例を改正するものであります。先ほどの議案121号と同じような経過でございますが、特に申し添えておきますが、この通常四季の里と言いますが、自ら積極的に自由にやりたいという申し出を受けておりました。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

この議案は庄内の加工所は残すけれども穎田は廃止するということなんですね、なくすということなんですね。こういう違いが生じたのは、どうしてですか。

農林課長

本条例をお願いしております穎田農産物直売所につきましては、現指定管理者の穎田農産物加工部が運営しておりますが、庄内の農産物につきましては直営で管理しておりますので、このような結果になつるところでございます。

川上委員

それで庄内を直営で残すのはなぜですか。穎田をなくして、庄内を残すと、どうしてこういう違いが生じるんですか。

農林課長

穎田につきましては、その加工場を全面的にこの加工部が運営をしております。庄内につきましては、直営という言葉を使わせていただきましたが、中にケーキを作ったり、豆腐を作る、あの部屋ごとに分かれておりますが、それはいま所管しております支所のほうで使用料を取って誰にでもお貸しするというので運営と言いますか、状態が違うわけでございますので、庄内の加工所につきましては今後引き続き検討が必要というには考えております。

川上委員

それぞれの利用状況はどうなっておるのか、お尋ねします。

農林課長

穎田のほうにつきましては加工商品、お弁当とかお菓子とか売られておりますので、その売上げでお答えさせていただきます。穎田につきましては昨年の実績で年間900万円を超える売上げを計上されているところでございます。庄内の農産物加工所につきましては、年間、年によって違うわけでございますが、600人から700人近くの利用者が豆腐、菓子、惣菜工房ということを使われております。これはあくまでも利用者の人数でございます。

川上委員

それで今までどおりでどうということが不都合なんですか。

農林課長

先ほどの議案と同じような内容になりますけども、自主的に運営をしたいということが一番大きなこの穎田の農産物加工所、四季の里でございますが、それが一番の大きな要因でございます。

川上委員

その四季の里が自主的に運営したいと言えば条例廃止して、はいそうですかということになるんですね。四季の里というのはどういう団体なんですか。

農林課長

穎田農産物等加工部という名称でございますが、加工部におきましては地元で組織された組織でございます。役員が6名で会員は穎田を中心とした地元の生産農家、会員数は14名となっております。

川上委員

いままでどおりで四季の里の方々がいきなりくれとか言わないでしょう、貸してくれと。改善してくれというが一番出てきたんじゃないんですか。こういうことを改善してくれとか、それはないんですか。

農林課長

いろんな協議の中で、いろんなお話をしておるところでございますが、改善してくれというのも確かにありました。それは改善をしておりますし、また今後自由に例えば建物を改造とかいう自分たちでしたいというようなことの申し出もあっておるところでございます。

川上委員

今の説明でもですね、理由がよくわからないんだけど、元々さっきから言ってるけど、先の議案でも言いましたけど、行革から出発してるんですね、話はね。それを上手に隠して説明しないんだけど、今回の措置は行革とはどういう関係になりますか。財政縮減効果はあるんですか、ないんですか。

農林課長

先ほどの同じような観点からいきますと、通年何も修繕等がなければ通年の11万ほどの効果が出とります。

川上委員

ちょっと落ちついて答弁してくださいよ。11万というのは、どの施設でどういうことで11万というのをね、ちゃんと言っただけませんか。今11万と言われても、また聞かな

いといけないでしょう、本当ですかと、だから理屈立てて答弁してもらえませんか。

農林課長

ここに通年で使ってる経費につきましては、火災保険料と指定管理料が11万円、火災保険料が4000円でございます。つきまして、引き続き建物は市のものでございますので、指定管理料の11万円が経費削減になるということでございます。

川上委員

あなた方ね、もともと指定管理を導入したとき行革の決定版みたいな言い方してね、引っ張ってきたんですよ。市が責任を負うべきだと私は思ってきましたけど、納得がいきません。質問終わります。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第122号飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。詳しくは本会議でも述べますが、行革から出発して、あなた方の言う行革ですよ、出発しておきながらまともに財政縮減効果も示せずに、その角度からではない議案提出になっています。賛成することはできません。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第122号 飯塚市に農産物加工場条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第126号 財産の譲渡（旧八木山高原ユースホテル及び旧八木山高原集会所）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

商工観光課長

議案第126号財産の譲渡（旧八木山高原ユースホテル及び旧八木山高原集会所）につきまして補足説明をいたします。財産の譲渡につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。議案書45ページをお願いいたします。45ページに議案の内容、46ページに位置図、47ページ、48ページに平面図を添付させていただいております。恐れ入りますが45ページにお戻りください。財産の譲渡の内容につきまして、譲渡をする財産旧八木山高原ユースホテル及び八木山高原集会所所在地飯塚市八木山1240番地14、構造鉄骨造り2階建て、床面積旧八木山高原ユースホテル937.40㎡、旧八木山高原集会所577.08㎡、譲渡の相手方は福岡県飯塚市潤野275番地14NPO法人青少年体験教育活動協会理事長 大賀義勝であります。今回の譲渡にあたり土地については有償、建物については無償により譲渡することとしております。旧八木山高原ユースホテル及び旧八木山高原集会所につきましては、公の施設等あり方に関する実施計画の中で平成21年度に廃止し民間移譲と決定されておりましたので、昨年9月議会において議決をいただき、公の施設としての用途を廃止しているところでございます。実施計画の中で委譲にあたっては、八木山地区の恵まれた自然環境を活かした中で地域活動に結びつくような利用目的を持った譲渡先を選定することが規定されておりましたので、ユースホテルを継続することを前提に飯塚市公有財産有効利活用等検討会議等において検討し、譲渡先をNPO法人青少年体験教育活動協会とし、建物は無償譲渡、土地は有償譲渡といたしたいと考え

ております。今回、建物を無償譲渡する理由といたしましては、ユースホステル、集会所等の建物を有償譲渡した場合、国への補助金の返還義務が生じますので、譲渡目的の主旨を十分に検討し、無償譲渡とすることといたしました。以上、簡単ではございますが飯塚市財産の譲渡についての補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明は終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

ユースホステルを継続することを条件にしたのはなぜですか。

商工観光課長

先ほど申しましたように、八木山地区の恵まれた自然環境を生かした中で、地域活動に結びついていくような利活用が望めるということで継続を前提とした話をさせていただいております。

川上委員

あなた方は、当委員会で私が八木山の高原ユースホステルがそれ自身が非常に重要というだけではなくて、九州全体の中でも、全国的にも非常に重要な位置を占めているんだということを強調しても、うんと言わなかったでしょう。廃止するというので、廃止強行しましたね。今回なぜユースホステルを継続することを条件にしたのか、そういう意味で聞いてるんです。

商工観光課長

ユースホステルの重要性につきましては、今委員がおっしゃったとおり重要な位置づけの施設だというふうに考えております。ただ、この八木山高原ユースホステルにつきましては、昭和42年4月1日の開設ということで当時と社会情勢等が非常に大きく変化してる中で、民間でできる分につきましては民間、民間活力の導入ということで、今回そういう形の民間の継続をお願いしている次第でございます。

川上委員

ユースホステルが本市に、八木山にとっては必要だと、重要だという認識をもつに至ったわけですね。それは歓迎です。譲渡条件についてですけども、土地有償と言われました。これは、どのくらいの広さがあってどれくらいのお金を考えておるのか伺います。

商工観光課長

本日配付されました委員会資料の最後の11ページを見ていただきたいと思います。その下段の方に敷地につきまして、土地6,418.54㎡財産審議会の金額としまして、1103万9888円を予定しております。

川上委員

建物については、返還が生ずるので無償としたいということだったんですが、返還金は幾らですか。

商工観光課長

同じく11ページの資料の上段でございますが、建物の鑑定評価が合計で1111万7000円になっております。補助金の残存価格が1526万8085円で、有償そして返還をした場合、市の持ち出しが415万1085円生ずるとい形になります。

川上委員

こうして考えるにですね、土地を売って1000万円収入額ができますということになるのかもしれないけれども、本市のまちづくりというか、長期的な振興、発展の展望から言えばですね、ユースホステルの重要性はもう認識するに至ったわけですから、一旦廃止した条例を起し直して、市のユースホステルとして、市が責任を持つ公営のユースホステルとして、委託しても構いませんよ、その専門家に、ということで条例立て直して出直す考えはありませんか。

商工観光課長

先ほども答弁いたしましたように、民間活力の導入ということで八木山地区の開発等を行っていただければと思っております。幸いにも、本年まだ具体的な組織はなっておりませんが、八木山地区の民間事業者等が八木山地区の活性化に向けた取り組みの動きがございますので、この中にこのユースホステルも加入していただいて、行政も支援しながら地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

瀬戸委員

この補助金の件なんですが、補助金残存価格がユースホステルの方はゼロですね。八木山高原集会所というのが1500万あるんですが、これは両方とも対になってるんですか。別々で補助金は返還しなくてはいけないのか、それとも一対になって、どちらかがゼロだけど、できないということがあるんですか。

商工観光課長

今委員おっしゃいました施設につきましては、別々の整備をしておりますので、補助金につきましては高原集会所だけになりますが、この施設は一体的な運営をしておりますので、今回の譲渡といいますか、利活用につきましては一体的な中でしたいということで、こういう形で提案をさせていただいております。

瀬戸委員

それは承知できんよ。419万あるわけでしょう、まだ残存価格が。それはそれなりに買ってもらうと、これはなぜNPO法人青少年体験育成活動協会、これ入札すればいいじゃないですか。公募して入札すれば、もっと高く買うところもあるんじゃないですか。絶対、青少年体験教育活動協会が八木山に対して相当な何か今から先この施設を使ってね、発展をさせるとか大きな目的があるならいいけど、例えば土地は計算したら坪当たり5685円ですよ。なんかダイヤ機械を思い出すんですけどね。こういうことではいかなでしょう。ちゃんと公募して入札すればいいじゃないですか。公募して、募集してちゃんと売ればいいじゃないですか。行革のためにやるんでしょう。そしたら高く売れば、少しでも高く売れたほうがいいでしょう。何で簡単にすぐ無償譲渡ばかりするわけ。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:00

再開 15:01

委員会を再開いたします。

商工振興課長

失礼しました。先ほど言いましたようにユースホステルにつきましては昭和42年4月1日設置、八木山高原集会所につきましては、平成2年の4月1日開設ということで、補助金の残存価格につきましては高原集会所の方だけに残っているわけですが、建物は別でございますが、別といいますか別々の建設でございますが、八木山地区の発展ということでユースホステルに併設して増設した経緯もございますので、この財産の処分につきましては一体的なやり方を考えております。先ほど申しましたように八木山地区の自然を生かした地域活性化に結び付けるということで、ユースホステルの継続を前提とした中で、このNPO法人の方は九州地区のペアレント協会の会員であり、昨年まで市が委託しておりました運営の実施主体ということも含めまして、こちらの方に譲渡ということで考えております。

瀬戸委員

だから今答弁された通り、ユースホステルはユースホステル、集会所は集会所で、ユースホステルは残が、補助金はゼロなんでしょう。だから八木山高原集会所はまだ補助金が残っていると、だからこれを対になってじゃないと419万2千円ですか、その分は補助金がないけど、これを有償で売ったらこちらの補助金も返さないかんというようなことですか、対になってる

んですか。

商工振興課長

11ページの資料を見ていただきたいと思うんですが、この中で今委員おっしゃいましたように、ユースホステルにつきましては評価額400万円で補助金残存価格はございません。ただ高原ホテルについては600万円でございますが、補助金の残存価格が1500万ということになりますので、単独ですという場合でもその辺は国の方に協議が必要ですが、一体的ということになりますと800万の返還等も生じるおそれがございますので。そして建物自体は先ほど言いましたとおり増築というような形で建設していますので、御理解をいただきたいと思えます。

瀬戸委員

それはご理解いくもんか、ユースホステルと高原集会所は全然ちがうやん、集会所は八木山ゴルフ場の中にあるやんね。ユースホステルは手前やろうもん、違うと。場所が違うと。(一緒のところにあるという声あり)もう一つの集会所はなんね、ゴルフ場の中にあるんは。あれ違うの、そうやろね、おかしいと思ひよった。場所が違う、横にあるわけね。それはわかった。じゃあね、今言うようにユースホステルが0じゃないですか、補助金は。例えばユースホステルだけをもう有償で売りますとといったときは八木山高原は売らんと、扱いませんとなったときは、このユースホステルだけ考えたらいわゆる有償で売っても補助金返さなくていいわけでしょ。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:05

再開 15:10

委員会を再開いたします。

瀬戸委員

よく理解できました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第126号財産の譲渡(旧八木山高原ユースホステル及び旧八木山高原集会所)について反対の立場から討論します。質疑、答弁を通じて、執行部が八木山にユースホステルが必要だという認識に立たれたことについては非常に大事なことだというふうに思います。青少年の健全育成や観光にとっても大事なことだというふうに思うんですね。そうであれば、あるほど市がきちんとまちづくりの施策の中に位置づけて、公営ユースホステルとして発展させるべきだと考えるわけです。条例を起こしてその方向をたどるべきであって、財産を処分することについては賛成できません。討論を終わります。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第126号 財産の譲渡(旧八木山高原ユースホステル及び旧八木山高原集会所)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 12

再 開 15 : 15

委員会を再開いたします。

次に、「請願第19号 飯塚市立小学校・中学校再編整備計画に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願は慎重に審査するというので、継続審査といたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。